

副

## 第5回黒潮町議会3月定例会会議録

令和2年3月6日 開会

令和2年3月16日 閉会

黒 潮 町 議 会

## 黒潮町議会 3 月定例会会議状況

| 月 日      | 曜日 | 会 議 | 行 事                               |
|----------|----|-----|-----------------------------------|
| 3 月 6 日  | 金  | 本会議 | 開会・会期の決定・提案理由の説明                  |
| 3 月 7 日  | 土  | 休 会 | 休 会                               |
| 3 月 8 日  | 日  | 休 会 | 休 会                               |
| 3 月 9 日  | 月  | 本会議 | 質疑・委員会付託・委員会                      |
| 3 月 10 日 | 火  | 休 会 | 委員会                               |
| 3 月 11 日 | 水  | 休 会 | 委員会                               |
| 3 月 12 日 | 木  | 休 会 | 委員会                               |
| 3 月 13 日 | 金  | 本会議 | 一般質問                              |
| 3 月 14 日 | 土  | 休 会 | 休 会                               |
| 3 月 15 日 | 日  | 休 会 | 休 会                               |
| 3 月 16 日 | 月  | 本会議 | 一般質問・委員長報告・<br>委員長報告に対する質疑討論採決・閉会 |

黒潮町告示第5号

令和2年3月第5回黒潮町議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年2月28日

黒潮町長 大西 勝也

記

- |       |                 |
|-------|-----------------|
| 1 期 日 | 令和2年3月6日        |
| 2 場 所 | 黒潮町本庁舎 3階 議会議事堂 |

令和2年3月6日（金曜日）

（会議第1日目）

応招議員

|      |         |      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 小 永 正 裕 | 2 番  | 矢 野 依 伸 | 3 番  | 山 本 久 夫 |
| 4 番  | 山 崎 正 男 | 5 番  | 浅 野 修 一 | 6 番  | 吉 尾 昌 樹 |
| 7 番  | 濱 村 美 香 | 8 番  | 矢 野 昭 三 | 9 番  | 宮 地 葉 子 |
| 10 番 | 澳 本 哲 也 | 11 番 | 宮 川 徳 光 | 12 番 | 池 内 弘 道 |
| 13 番 | 中 島 一 郎 | 14 番 | 小 松 孝 年 |      |         |

不応招議員

な し

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|         |         |           |         |
|---------|---------|-----------|---------|
| 町 長     | 大 西 勝 也 | 副 町 長     | 松 田 春 喜 |
| 総 務 課 長 | 宮 川 茂 俊 | 企画調整室長    | 西 村 康 浩 |
| 情報防災課長  | 徳 廣 誠 司 | 住 民 課 長   | 尾 崎 憲 二 |
| 健康福祉課長  | 川 村 一 秋 | 農業振興課長    | 宮 地 丈 夫 |
| まちづくり課長 | 金 子 伸   | 産業推進室長    | 門 田 政 史 |
| 地域住民課長  | 青 木 浩 明 | 海洋森林課長    | 今 西 文 明 |
| 建 設 課 長 | 森 田 貞 男 | 会 計 管 理 者 | 小 橋 智恵美 |
| 教 育 長   | 畦 地 和 也 | 教 育 次 長   | 藤 本 浩 之 |

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小 橋 和 彦

書 記 沖 美 佑

議長は会議録署名議員に次の二人を指名した。

9 番 宮 地 葉 子

10 番 澳 本 哲 也

## 議 事 日 程 第 1 号

令和2年3月6日 9時00分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第59号から議案第128号まで

(提案理由の説明)

●町長から提出された議案

|          |                                                   |
|----------|---------------------------------------------------|
| 議案第 59 号 | 黒潮町行政組織条例の一部を改正する条例について                           |
| 議案第 60 号 | 黒潮町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について                   |
| 議案第 61 号 | 黒潮町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について                   |
| 議案第 62 号 | 黒潮町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について     |
| 議案第 63 号 | 黒潮町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について                    |
| 議案第 64 号 | 黒潮町振興計画審議会条例を廃止する条例について                           |
| 議案第 65 号 | 黒潮町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について                    |
| 議案第 66 号 | 黒潮町立佐賀交流センターみらいの設置及び管理に関する条例の制定について               |
| 議案第 67 号 | 黒潮町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について                   |
| 議案第 68 号 | 黒潮町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について                |
| 議案第 69 号 | 黒潮町少年補導育成センター設置条例の一部を改正する条例について                   |
| 議案第 70 号 | 黒潮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 71 号 | 黒潮町監査委員条例の一部を改正する条例について                           |
| 議案第 72 号 | 黒潮町まち・ひと・しごと創生総合戦略委員会設置条例の制定について                  |
| 議案第 73 号 | 黒潮町ふるさと創生（人材育成）事業選考委員会設置条例の制定について                 |
| 議案第 74 号 | 黒潮町地域福祉計画委員会設置条例の制定について                           |
| 議案第 75 号 | 黒潮町老人ホーム入所判定委員会設置条例の制定について                        |
| 議案第 76 号 | 黒潮町高齢者虐待防止（権利擁護）ネットワーク会議設置条例の制定について               |
| 議案第 77 号 | 黒潮町認知症初期集中支援チーム検討委員会設置条例の制定について                   |
| 議案第 78 号 | 黒潮町地域自立支援協議会設置条例の制定について                           |
| 議案第 79 号 | 黒潮町福祉避難所協議会設置条例の制定について                            |
| 議案第 80 号 | 黒潮町高齢者福祉計画・黒潮町介護保険事業計画委員会設置条例の制定について              |
| 議案第 81 号 | 黒潮町介護保険地域密着型サービス運営委員会設置条例の制定について                  |
| 議案第 82 号 | 黒潮町地域包括支援センター運営協議会設置条例の制定について                     |
| 議案第 83 号 | 黒潮町健康増進計画・食育推進計画審議会設置条例の制定について                    |
| 議案第 84 号 | 黒潮町保健文化賞等選定委員会設置条例の制定について                         |
| 議案第 85 号 | 黒潮町施設レモン産地化支援事業事業者選定委員会設置条例の制定について                |
| 議案第 86 号 | 黒潮町人・農地プラン検討会設置条例の制定について                          |
| 議案第 87 号 | 黒潮町中山間地域等直接支払交付金制度基準検討会設置条例の制定について                |
| 議案第 88 号 | 黒潮町空家等対策協議会設置条例の制定について                            |
| 議案第 89 号 | 黒潮町男女共同参画計画策定委員会設置条例の制定について                       |
| 議案第 90 号 | 黒潮町自立支援対策事業基金審査委員会設置条例の制定について                     |
| 議案第 91 号 | 黒潮町水産振興協議会設置条例の制定について                             |
| 議案第 92 号 | 黒潮町漁業振興基金判定委員会設置条例の制定について                         |

|           |                                                     |
|-----------|-----------------------------------------------------|
| 議案第 93 号  | 黒潮町水産業経営資金審査委員会設置条例の制定について                          |
| 議案第 94 号  | 黒潮町中小企業者等経営支援会議設置条例の制定について                          |
| 議案第 95 号  | 黒潮町教科用図書調査委員会設置条例の制定について                            |
| 議案第 96 号  | 黒潮町教育委員会外部評価委員設置条例の制定について                           |
| 議案第 97 号  | 黒潮町放課後子ども教室運営委員会設置条例の制定について                         |
| 議案第 98 号  | 黒潮町子ども読書活動推進委員会設置条例の制定について                          |
| 議案第 99 号  | 黒潮町上林暁文学館協議会設置条例の制定について                             |
| 議案第 100 号 | 黒潮町教育支援委員会設置条例の制定について                               |
| 議案第 101 号 | 黒潮町教育研究所運営委員会設置条例の制定について                            |
| 議案第 102 号 | 令和元年度黒潮町一般会計補正予算について                                |
| 議案第 103 号 | 令和元年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算について                          |
| 議案第 104 号 | 令和元年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算について                         |
| 議案第 105 号 | 令和元年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について                        |
| 議案第 106 号 | 令和元年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算について                        |
| 議案第 107 号 | 令和元年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について                          |
| 議案第 108 号 | 令和元年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算について                        |
| 議案第 109 号 | 令和元年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算について                     |
| 議案第 110 号 | 令和 2 年度黒潮町一般会計予算について                                |
| 議案第 111 号 | 令和 2 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について                     |
| 議案第 112 号 | 令和 2 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計予算について                          |
| 議案第 113 号 | 令和 2 年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算について                         |
| 議案第 114 号 | 令和 2 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算について                        |
| 議案第 115 号 | 令和 2 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算について                        |
| 議案第 116 号 | 令和 2 年度黒潮町介護保険事業特別会計予算について                          |
| 議案第 117 号 | 令和 2 年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算について                        |
| 議案第 118 号 | 令和 2 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について                     |
| 議案第 119 号 | 令和 2 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計予算について                        |
| 議案第 120 号 | 令和 2 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計予算について                        |
| 議案第 121 号 | 令和 2 年度黒潮町情報センター事業特別会計予算について                        |
| 議案第 122 号 | 令和 2 年度黒潮町水道事業特別会計予算について                            |
| 議案第 123 号 | 黒潮町立大方児童館に係る指定管理者の指定について                            |
| 議案第 124 号 | 高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更について |
| 議案第 125 号 | 高知縣市町村総合事務組合から芸東衛生組合が脱退することに伴う財産処分について              |
| 議案第 126 号 | 高知縣市町村総合事務組合から高幡西部特別養護老人ホーム組合が脱退することに伴う財産処分について     |
| 議案第 127 号 | 幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更について   |
| 議案第 128 号 | 行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の委託について                     |

●委員会に付託した陳情・要請・請願

陳情第 14 号 「桜を見る会」徹底説明を求める意見書を採択し、提出することを求める陳情書



## 議 事 の 経 過

令和2年3月6日  
午前9時00分 開会

議長（小松孝年君）

おはようございます。

ただ今から、令和2年3月第5回黒潮町議会定例会を開会します。

これより、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

諸般の報告を致します。

初めに、報告第22号が町長から、第23号から26号までが監査委員から提出されました。

議席に配布をしておりますので、ご確認をお願いします。

次に、本日までに受理しました陳情書は、議席に配布しております文書表のとおりです。

陳情第14号を総務教育常任委員会に付託します。

次に、議長の行動報告書につきましては議席に、また、町長の行動報告書につきましては全員協議会で配布しておりますので、これをもって報告に代えさせていただきます。

以上で、諸般の報告を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 9時 05分

再 開 9時 20分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

諸般の報告をします。

本定例会の提案理由の補足説明につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の一環として、補足説明者ごとに説明をしていただき、説明終了後は通常の勤務に就いていただくことと致します。

従いまして、補足説明が議案番号順になりませんが、趣旨をご理解いただき議会運営にご協力くださいますよう、よろしくお願い致します。

なお、補足説明者の方々におかれましては、執行部の方ですね。は、議案番号が続かないときには時間の余裕のご配慮をお願いします。ページを開くのに時間の余裕を下さいということです。

以上で、諸般の報告を終わります。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（大西勝也君）

おはようございます。

本日は、令和2年3月第5回黒潮町議会定例会を招集させていただきましたところ、何かとご多用の中、全員のご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

提案させていただきます議案につきまして、慎重なご審議と適切にご決定を賜りますよう、よろしくお願い致します。

それでは、12月定例会以降の主なものにつきまして行政報告をさせていただきます。

まず、1月27日の大雨警報の対応と被害状況について報告させていただきます。

27日未明から降り出しました雨は、16時から18時の2時間で強くなり、蜷川では18時に31ミリの時間雨量を計測し、累加雨量も121ミリに達しました。

しかし、その後小康状態となり、21時にはほぼ雨も上がりました。しかしながら、その後の22時に雷を伴い再び降り始めた雨により、22時10分に大雨警報が発表され、第1配備体制を取りました。

23時には雷と強風を伴った雨は、小黒ノ川で時間雨量63.5ミリを計測しております。

その後は、雨も上がり、日付が変わった28日0時19分に大雨警報も解除され、配備体制も解除とさせていただきます。

被害につきましては、27日22時20分ごろ、佐賀地区で約600戸の停電となり順次復旧していきましたが、全戸復旧したのは28日4時ごろとなりました。

町道では倒木3件、崩土が5件あり、一時通行止めとなっておりますが、28日には4路線で通行可能となり、29日には残る1路線も通行可能となりました。

林道でも1件の山腹崩落があり、31日まで通行止めとなっております。

漁港関係では、上川口の釣り筏（いかだ）が1基流出し、浮鞭海岸に損壊状態で漂着、佐賀漁港では漁船が転覆するなどの被害が出ました。

そのほか、カーブミラーの損壊2カ所、消防屯所の扉の破損1件がございましたが、建設業者および担当職員の対応により、早期の復旧を致しました。

また、幡多農業振興センター等の調査による、ビニールハウスの被覆資材および本体破損の被害が5.89ヘクタール、農作物の被害が1.19ヘクタール確認されております。

季節外れの大雨と強風でございましたが、幸いにも、人的被害や家屋等への大きな被害はございませんでした。

人的被害が発生しなかったことは、地域の方々の防災への備えと適切な行動であったからだと考えております。

次に、子どもの命を守り生きる力を育む町民会議につきまして報告させていただきます。

このたび、1月17日に子どもの命を守り生きる力を育む町民会議を発足し、ふるさと総合センターにおきまして初会合を開催致しました。この町民会議は、子どもを取り巻くあらゆる事象から、子どもの命を守り、子どもの成長に地域総掛かりで積極的にかかわり、ふるさと貢献意識を育てるために、学校および関係機関、団体ならびに地域と連携し、町民運動を展開することを目的に、学校や地域団体、町内外の企業など、47団体、70名のご出席をいただき開催となりました。

発足会議の後、記念講演として大阪教育大学藤田大輔教授に、子どもの安全は大人たちのまなざしの先にあると題して、ご講演を賜りました。

今後、この町民会議は、子どもを守るために力を合わせるという社会意識を醸成するために毎年開催し、情報交換などを行ってまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策について報告させていただきます。

令和2年1月、中国湖北省武漢市での発生を発端とする新型コロナウイルスにつきましては、国内複数地域で、感染経路が明らかではない患者が散発的に発生しており、2月29日には高知県内で初となる感染者も確認されました。

政府においては、2月26日に新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、感染の流行を終息させるために、

極めて重要な時期にある。政府としてはこの1、2週間が感染拡大防止に極めて重要であることを踏まえ、イベント等の開催について大規模な感染リスクがあることから、今後2週間は、中止、延期または規模縮小等の対応を要請したほか、27日には、全国の公立の小中高などにおきまして、3月2日から春休みまで、臨時休業をするように要請がされる事態となりました。

このような中、本町におきましては、2月25日に開催した執行機関会議を、黒潮町新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく対策推進本部に位置付け、今後の対策等を検討したほか、2月27日には対策推進本部から格上げを行い対策行動本部を設置し、黒潮町消防団からもご出席を賜り、対策行動本部会議を開催。情報の周知と相談窓口への誘導の充実、強化を図ること、3月中の各種イベント等の自粛および自粛要請を行うことなどを確認し、3月4日から町内の小中学校の臨時休校を行う措置を取ったほか、告知端末による放送や注意喚起のチラシの全戸配布を行うなど、対策を講じることと致しました。

その後、2月29日には高知県内で初となる感染者が確認されたため、黒潮町と致しましても新たな危機管理のフェーズに突入したとの判断で、同日午後より第2回対策行動本部会議を開催し、感染予防および重篤化予防、情報周知および相談窓口への誘導強化、各種イベント等の中止、延期、規模縮小、各機関との連携強化、町内事業所への各種要請の5項目を基本方針として定めるとともに、住民の安全確保に全力で取り組むこととし、各課室については、感染拡大を最小限に抑えるため、より一層の緊張感を持ち関係機関と緊密に連携を取り、必要な対策に当たるよう指示を行いました。その後、昨日3月5日に、第3回行動本部会議を開催しております。

また、2月29日には、新型コロナウイルス対策に係る宿泊業者との意見交換会およびスポーツツーリズムに係る宿泊事業者との意見交換会を開催し、スポーツツーリズム関係の合宿等につきましても、宿泊事業者様の皆さまのご理解をいただき、3月中の受け入れの全面自粛を決定し、ご協力を賜ることと致しました。

町と致しましては、皆さまのご協力を賜りながら、新型コロナウイルスの感染拡大を抑制し、町民の皆さまの健康と日常生活、および経済活動に及ぼす影響が最小となるよう、全力を挙げて対策を講じてまいります。

議員各位、ならびに町民の皆さまには、特にここ数週間の間は、こまめな手洗いの励行、咳エチケットの徹底、不要不急の外出はお控えいただき、免疫力を高めるための基本的な生活習慣の確立についてお願いをさせていただきます。ご自身の感染予防および感染を拡大させないために、一人一人が自分のこととしてご留意いただくよう、重ねてお願いを申し上げます。

なお、今後につきましても情勢の変化に合わせ、屋外放送や告知端末、ケーブルテレビ、ホームページ等を通じ、随時情報提供を行ってまいります。

以上、行政報告とさせていただきます。

引き続き、令和2年度の一般会計および特別会計のご審議をいただくに当たり、町政の運営の基本方針および主要施策について、その概要を令和2年度黒潮町施政方針について説明させていただき所信を申し上げます。

平成18年3月20日、佐賀町と大方町の市町村合併により誕生した本町は、合併協議会により定められた黒潮町建設計画に準じ黒潮町総合振興計画を策定し、町の最上位計画に位置付け、行政課題の解決に向けた取り組みを進めてまいりました。しかしながら、平成29年度をもってその計画期間が終了し、新たな行政課題に対応するため、実行性の高い総合的な次の計画の策定が必要となりました。

そこで、黒潮町まち・ひと・しごと創生総合戦略を発展させることで、平成30年6月に本町の最上位計画として黒潮町総合戦略を策定したところです。黒潮町総合戦略は、創生基本計画と福祉基本計画、教育基本計画ならびに防災基本計画から成り立っており、本町の最大の目標であります2060年、町人口6,800人の達成に向け、情勢に応じて適宜改正しながら、実行に移すこととしております。

初めに、黒潮町の概要について申し上げます。

昨年9月に高知県より公表されました平成28年度市町村経済統計の概要によると、本町の平成28年度の総生産額は前年度より13億200万円増加しており、名目成長率でも4.6パーセントの増となっております。産業別の状況を見てみますと、平成25年度以降は建設業の比重が高くなっており、それまでは町内総生産額の1割程度であったものが、現在は2割程度を占めるまでになりました。これは防災対策に係る公共事業の増加が大きな要因と考えられます。公共事業における町内景気のけん引は、国や県の施策と連動したものになりますが恒久的には難しく、将来的な課題として考えていく必要があります。この防災対策においては、引き続き必要に応じて整備をしてまいります。今後は各種計画の策定や避難訓練の内容の工夫など、ソフト面を中心に行っていく必要もごさいます。

一方で、市町村課税状況等の調べによると、平成27年度から令和元年度の5年間で1人当たりの所得金額は年平均0.5パーセントの増加となっております。そのうち、農業所得は年平均2.9パーセントの伸びを示しておりますが、その他の所得者は1.3パーセントのマイナスとなっております。町総体として経済状況を勘案しながら複合的に施策を推進していく必要がございます。

総務省が公表しております住民基本台帳に基づく人口、人口動態および世帯数によりますと、平成31年1月1日現在の本町の高齢化率は43.2パーセントとなっております。平成30年より0.7パーセントの増加となっております。また、65歳以上人口4,865人に対して20歳から64歳までの人口は5,028人で、本町では1人の若者が1人の高齢者を支えるという、肩車型社会に既に突入しております。

このような状況を踏まえると、地域コミュニティを維持、継続していくためには高齢者の働きがなくてはならないことが分かります。健康寿命を延ばし地域社会の中で活躍できるよう、行政施策を構築することが重要です。

本町においては、将来の人口減少克服、地方創生を達成するため、目標としております2060年に6,800人の人口を目指し、各課の施策、事業を戦略的にまとめ、実行、検証を行いながら成果にこだわり取り組みを推進しているところです。その結果、地方創生に本格的に取り組む前の平成22年度から平成26年度の5カ年では、総人口の減少数が年間200人以上でございましたが、直近の平成29年度末から平成30年度末の減少数は123人と縮小傾向にございます。

また、人口減少の要因となる自然増減と社会増減において、自然増減に関しましては数年単位でのコントロールが難しく、依然として出生数と死亡数の差はマイナスが継続しておりますが、出生数の一定の維持と死亡数の減少により、こちらも縮小傾向にございます。

社会増減におきましては、令和元年度の均衡を目標としておりましたが、平成30年度には社会増となり、目標を1年前倒しで達成となりました。

今後も、人口減少が抑制傾向にあるこの流れを引き継ぎ、既存の施策、事業を継続および見直しを図るとともに、さらなる取り組みの展開を図っていく必要があります。

本町の財政状況は、平成30年度決算で地方公共団体が通常の水準の行政活動を行う上で必要な一般財源の大きさを表す標準財政規模は50億730万円、地方公共団体の財政力の強さを示す財政力指数は0.20、標準財政規模に対する実質収支の割合を表す実質収支比率は0.9パーセントとなっております。

平成30年度決算での普通会計歳入決算額は90億6,802万3,000円、歳出決算額は90億1,203万円で、実質収支が4,435万1,000円の黒字、経常収支比率は97.5パーセントとなっております。財政健全化判断基準に基づく4指標のうち、実質公債費比率は7.2パーセント、将来負担比率はマイナス15.3パーセント、実質赤字比率および連結実質赤字比率はともに黒字で、公営企業に係る資金不足比率を含め、早期健全化基準、財政

再生基準を下回っております。

また、平成30年度決算での地方債残高は137億1,701万2,000円、積立金現在高は53億5,728万9,000円となりました。

続いて、当初予算の概要について申し上げます。

一般会計当初予算が108億3,000万円で、前年度の当初予算と比較すると、率にして10.3パーセント、10億1,200万円の増となっております。また、12の特別会計を一般会計に加え重複分を除いた純計額は136億5,295万2,000円で、昨年度当初と比較して2.9パーセント、額にして3億8,745万9,000円の増となりました。

一般会計の歳出を性質別で見ますと、義務的経費のうち人件費は正規職員、選挙の投開票時の立会人などは減となったものの、会計年度任用職員制度の創設により報酬額が純増となったため、前年度比11.0パーセント、1億6,849万2,000円の増、扶助費は重度心身障がい児者医療費助成金や老人保護措置費の減などにより、前年度比0.2パーセント、127万1,000円の減、公債費は庁舎建設事業や水道中央監視装置・光伝送路整備事業のために借り入れた旧合併特例事業債、町道伊与喜学校線道路改良事業や田野浦地区防災活動拠点施設整備事業のために借り入れた過疎対策事業債の償還が始まったことなどにより、前年度比9.0パーセント、1億2,295万7,000円の増で、義務的経費全体では8.3パーセント、2億9,017万8,000円の増となっております。

投資的経費は、新規事業として町営住宅等整備工事や白田川地区に開所予定のあったかふれあいセンター施設整備事業、緊急自然災害防止対策事業の予算計上を行いました。

また、須賀留地区の水道未普及地域解消事業や高規格道路整備事業の予算を計上し、前年度比23.6パーセント、3億9,393万2,000円の増となっております。また、地域整備事業につきましては、前年度比50パーセント、1,500万円の増とし、地域の維持や管理、活性化の充実に図ります。

その他の経費のうち物件費は、賃金科目の廃止に伴う純減や地籍調査業務委託の減などにより前年度比2.2パーセント、4,025万6,000円の減に、補助費等は農業振興に係る複合経営支援事業費補助金や中山間地域等直接支払交付金、幡多中央消防組合への負担金の増などにより前年度比5.5パーセント、7,582万円の増、積立金はふるさと納税寄附金や森林環境譲与税交付金の見込額により積立予定額が増となり、前年度比97.6パーセント、3億2,120万3,000円の増などとなり、総額では前年度比7.0パーセント、3億2,789万円の増となりました。

次に、歳入です。

歳入は自主財源のうち町税が令和元年度の調定見込額より前年度比3.9パーセント減の8億2,398万4,000円、寄附金はふるさと納税寄附金の増加を見込み、前年度比99.5パーセント増の6億155万1,000円とさせていただきます。

次に、依存財源のうち地方交付税は前年度と同額の39億円とし、国庫支出金は地方創生推進交付金や住宅・建築物安全ストック形成事業費補助金の増などにより、前年度比31.1パーセント増の11億405万8,000円を、県支出金は令和2年度に実施する5年に1度の国勢調査に係る委託金の増を見込むものの、地籍調査事業費の減少による補助金の減や国政選挙、県政選挙に伴う委託金の減などにより前年度比14.0パーセント減の8億9,634万4,000円を、地方債は各種事業への財源充当を見込み、前年度比18.6パーセント増の9億9,230万円の予算計上を行いました。

また、令和2年度税制改正などを踏まえ、法人事業税交付金、森林環境譲与税などの予算計上を行っております。

続いて、各種施策について申し上げます。

地産外商により安定した雇用を創出するから、農業の振興について申し上げます。

基幹産業の一つであります農業の振興は避けては通れない課題です。これまでも、農業者の高齢化に伴う離農者の増加と後継者不足に対して、施策の推進を進めてまいりました。

令和2年度は新規事業として農業公社の複合経営拠点支援を図るための補助金を創設し、新規就農者確保施策に合わせ、営農指導員の確保対策や農業用ドローン導入による作業省力化を図る等の施策を充実させていきます。

また、農業を今以上に魅力のある職とするためには、所得向上の取り組みは必要不可欠です。平成30年度より開始しました高収益作物であるグリーンレモンの産地化を進めていくため、引き続き施設レモン産地化支援事業費補助金を予算計上させていただいております。

そのほか、新品種・新品目挑戦支援事業費補助金や花卉（かき）予冷库整備事業費補助金など、施設園芸施策についてもきめ細かな対応ができるよう予算計上を致しました。

次に、林業の振興について申し上げます。

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、令和元年度から配分されることになりました森林環境譲与税を活用し、林業従事者の確保対策と新たな森林管理システムの仕組みを導入、実施するための予算を計上致しました。

また、鳥獣による農林産物への被害が依然として深刻な状況にあるため、有害鳥獣防止対策に係る予算を引き続き計上し、林業の一層の振興を図ってまいります。

そのほか、令和元年度も深刻な被害となっております入野松原の松くい虫被害につきましては、令和2年度も樹幹注入を行う予算を計上し、松原保全に努めてまいります。

次に、水産業の振興について申し上げます。

本町はカツオ一本釣り漁で全国に名を轟かせており、漁業が町の主要産業の一つともなっております。しかしながら近年はカツオ資源の減少がいわれており、全国的にも水揚げ量も落ち込んでおります。令和元年度から実施しておりますカツオ船への新規雇用対策であるカツオ一本釣り船新規雇用者就業支援事業に引き続き、もどりガツオ祭や文化発信事業を実施し、単なる食資源の確保だけではなく、文化面からもカツオ漁を絶やさぬ取り組みを強化していく必要があります。

令和2年度は、カツオの水揚げ誘致に限定しない施策として、全ての漁獲物を対象とする水揚げ促進事業補助金を創設致しました。これにより漁業経営体への支援と併せ、黒潮町への水揚げ誘致を図り、水揚げ港としての魅力向上に努めてまいります。

沿岸漁業対策では、イセエビ漁場の造成のための投石漁礁設置工事やアカアマダイやナマコの稚魚放流を行う種苗放流事業費補助金なども計上致しました。また、令和元年度に引き続き、新たな漁法や漁具などを先駆的に導入する場合に支援する新漁業等挑戦促進事業補助金も行うことと致しております。

次に、商工業の振興について申し上げます。

本町は四万十市と四万十町の東西の2つの商業圏に挟まれることにより、消費活動が町外へ流出を致しております。また、少子高齢化と人口減少は住民の消費額総額を減少させております。このような背景もあり、町内商店の維持存続が危ぶまれる状況です。商業の将来像を描くために町内の調査を行ってきたところですが、まだ総合的な政策立案にまでは至っておりません。引き続き、地域商品券発行委員会補助金などにより町内消費を誘発しながら、新たな施策の展開を図ってまいります。

また、国のマイナポイントを活用した消費活性化策におけるマイナンバーカード普及促進の取り組みを強化するため、会計年度任用職員を複数名配置する予算を計上致しました。

事業者に対しましては、平成 29 年度より開始した中小企業等融資保証料補給や中小企業等融資利子補給などとともに、経営支援会議を通じての事業所への支援を引き続き行ってまいります。

新規事業と致しましては、外国人技能実習生の受け入れ環境の改善と継続的な受け入れ支援のため、黒潮町外国人技能実習生住環境等整備事業として、居住対策の補助を行うための予算を計上致しました。

次に、観光振興について申し上げます。

本町が所有する大方球場や県施設のサッカー場、テニスコート、民間施設のゴルフ場などを観光資源として行ってまいりましたスポーツツーリズム誘致の取り組みは大きな成果を挙げるまでになりました。引き続き、誘致の継続拡大を図るため、大方球場の施設整備やスポーツ活用型地域づくり事業委託、スポーツ合宿支援助成業務委託等を計上致しております。

また、黒潮町観光推進業務委託や黒潮町 DMO 推進業務委託により、観光ネットワークや NPO 法人砂浜美術館と連携し、観光振興を行政だけでなく関連団体を含めた町総体として推進していくことと致しております。

次に、新しい人の流れをつくるから、移住の促進について申し上げます。

まち・ひと・しごと創生人口ビジョンに示した 2060 年に人口 6,800 人を維持するためには、外部から人を呼び込むことにより、人口の社会減を徐々に減らしながら流出入の均衡を図っていく必要があります、引き続いての施策の強化が必要です。

移住を促進していくためには黒潮町を知ってもらうことが重要であるため、移住相談会の参加回数や参加個所を増やすことにより移住希望者に対しての PR を強めることはもとより、SNS を活用した町の広報活動やホームページのスマートフォン対応化などにより、今の時代に即した情報発信を行うための予算計上を行いました。

一方で、定住に向けた住宅環境の整備も必要です。令和 2 年度は老朽化した大方地域にある町営住宅の高台移転に係る整備費用や、佐賀地域にある町営住宅の浄化槽改修費用などを計上致しました。

そのほか、町内にある空き家を有効活用するため、定住促進住宅整備事業については令和 2 年度も 15 件のリフォーム費用を予算化しております。

次に、若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望を叶えるから、妊娠・出産および子どもの健康のための環境整備について申し上げます。

厚生労働省の人口動態調査の概況によりますと、平成 30 年の平均合計特殊出生率は、全国 1.42、高知県 1.48 に対し、黒潮町は 1.56 となっております。本町は県の数値を上回っておりますが、人口を保つために必要とされる人口置換水準の 2.07 からは乖離（かいり）がございます。

出生率の低下は未婚化と晩婚化が原因とされていることから、引き続き、出会いの場創出の交流イベントを実施することと致しております。

また、経済的要因や医学的要因により出産数が低下しているともいわれております。そこで、不妊治療に取り組む方を応援する不妊治療補助金を引き続き行うことと致しております。

また、出生後から義務教育終了までの医療費を無償化とする乳幼児医療費助成や義務教育期間の医療費助成も引き続き実施してまいります。

次に、子育て支援施策の充実について申し上げます。

社会状況が変化し、地域だけでは子どもを見守りにくい現在において、行政の取り組む範囲が広がっております。高知県のように共働き率の高い地域においては保育行政の重要性は高く、子育て支援が生活支援にもつながります。引き続き町内 4 園体制を維持しながら、0 歳児保育の実施や延長保育の実施を行ってまいります。

教育行政の視点からも放課後子ども教室を実施し、放課後の子ども達の居場所づくりを行ってまいります。

そのほか、在宅で子育てをされる方を支援する在宅子育て応援事業補助金も引き続き計上致しました。

平成 30 年 9 月より、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を実施するため、健康福祉課内に子育て世代包括支援センターを設置致しました。児童福祉に係る多様化した課題に対応するため、関係機関と連携を密にしながら取り組みを推進してまいります。

次に、時代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携するから、小さな拠点の形成について申し上げます。

人口減少が進み、地域コミュニティの弱体化がいわれておりますが、互いに支え合いながら安心して暮らし続けていける仕組みづくりが必要です。本町では、県の施策と連動し集落活動センターやあったかふれあいセンターを町内各所に設置しており、令和 2 年度についても各施設の運営費用を計上させていただきました。

集落活動センターにつきましては、地域コミュニティの自立を支援し、地域課題の解決に取り組んでまいります。

あったかふれあいセンターにつきましては、町内 6 ブロック構想に基づき、令和 2 年度は新たに白田川地区にあったかふれあいセンターを設置することと致しております。

また、高齢化が進む中で、中山間地域を中心として交通弱者が増加することが予想されます。市街地交通の整備や山間部への路線のデマンド化につきましては、引き続き調整を続けながら早期実現に向け取り組んでまいります。

次に、健康的な生活の推進について申し上げます。

平均寿命が延び、人生 100 年時代といわれている中で、健康寿命をどのように延ばしていくかは大きな課題の一つです。

病気には早期発見、早期治療が重要であり、そのためにも各種検診事業に取り組んでいく必要があります。国民健康保険事業特別会計で行っている特定健診につきましては、引き続き電話連絡や広報などの啓発活動によって受診率向上の取り組みを進めてまいります。

また、乳幼児のロタウイルス感染による胃腸炎を予防するためのワクチンは令和 2 年 10 月 1 日から定期接種に指定されるため、黒潮町におきましても予算計上を行いました。

そのほか、介護保険事業特別会計で行っている通所型短期集中運動機能向上サービスにつきましては、事業の検証を行いながら令和 2 年度も取り組みを推進してまいります。

次に、地域ぐるみによる安全・安心のまちづくりについて申し上げます。

本町の津波防災に対する取り組みは全国的にも高い評価を受けております。また、行政ばかりでなく、各地区に対しても県内外の自治組織や大学等研究機関の視察、各種メディアの取材が訪れております。このように注目を集めること自体、地域の活性化にもつながっており、24 年 3 月 31 日の南海トラフ地震の津波新想定が公表される以前よりも地域力は向上していると考えております。

地区の防災の取り組みを発表する黒潮町地区防災計画シンポジウムは、令和 2 年度で 6 回目を数えることになります。それぞれの特色ある取り組みを発表し合うことで、他地区の取り組みに学びながら、それぞれの地区が課題の整理と次のステップへ向けた取り組みを進めております。これこそが私たちが望んでいた姿であり、全国に誇る地域おこしの在り方の一つであると考えています。

しかしながら、地域の取り組みや課題の整理についてはもう少し専門機関の助けも必要であるため、引き続き地区防災計画作成共同研究委託により京都大学に助言をいただくことと致しております。

次に、黒潮町総合戦略の創生基本計画以外の事項について申し上げます。

まず、福祉基本計画について申し上げます。

全国の市町村で導入が進められております地域包括ケアシステムについて、本町においても構築を図らなけ



ればなりません。あったかふれあいセンターを中心に保健、予防の取り組みを強化、充実させ、健康寿命を延伸し、住み慣れた地域で希望する暮らしを続けていく黒潮町版地域包括ケアシステムを構築してまいります。

その一環として、平成 30 年度より実施しております小さな拠点医療等相談事業委託は事業内容をより精査しながら、令和 2 年度も実施することとしております。

次に、教育基本計画について申し上げます。

令和元年 7 月、第 2 期黒潮町教育振興基本計画を策定致しました。本計画における具体的な内容は時間の都合により省略させていただきますが、黒潮町の教育の現状と課題について明らかにした上で、黒潮町の教育が目指すべき姿、基本的方向性について示しております。計画の着実な推進は当然のことですが、第 1 期と同様に令和 3 年度には中間見直しを行います。

平成 30 年度から実施しておりますふるさと・キャリア教育は引き続き実施することとし、人間関係の構築とコミュニティの一員として自覚を持った児童生徒の育成を図ります。

また、国は GIGA スクール構想の実現に向けた、校内通信ネットワークの整備と義務教育段階の児童生徒 1 人 1 台端末の整備を目的として、令和元年度補正予算において予算措置を行いました。このことを受け、黒潮町は Society（ソサエティー）5.0 時代を生きる子どもたちの教育推進を図るため、本議会に令和元年度の補正予算案を計上させていただいております。

次に、防災基本計画について申し上げます。

防災対策につきましては、黒潮町地域防災計画に基づきながらこれまで事業を進めてまいりました。施設整備は一応の目途がついたところです。今後は、地域との協力によりソフト面の充実を図りながら、次のステップへ進んでいく必要があります。

本町では津波防災だけでなく、山林面積が広いため、山津波と呼ばれる土砂災害に対する取り組みも大変重要です。平成 30 年度は 3 地区からなるかきせ地区をモデル地区とし、土砂災害のワークショップを行い、令和元年度では北郷、加持 3 地区、佐賀北部、伊与喜小学校区の町内 4 エリアでワークショップを行ってまいりました。

令和 2 年度では、国土強靱化地域防災計画の策定や台風タイムラインの作成に加え、令和元年度に引き続き、宮城県東松島市のご協力を得ながら、職員の防災力向上のため初動マニュアル、大規模災害時の心得の作成、利活用を図ります。

また、職員防災訓練におきましては、実効性と即応性を高めてまいります。

それでは、結びに一言申し上げます。

昨年 5 月 1 日、新天皇の即位に合わせ元号が令和に改められ、一つの時代の節目を迎えました。平成はバブル崩壊から失われた 20 年と呼ばれる低成長期に入り、少子高齢化による超高齢化社会と人口減少社会の到来や東日本大震災を筆頭とした大規模災害の多発など、将来不安を駆り立てられる時代でもあります。

しかしながら、国際平和協力活動以外で戦争に係ることもなく太平を謳歌した時代でもありました。令和の時代もそうあるべく不断の努力が必要です。

私たちを取り巻く生活環境は大きく変化を続けており、生活環境の改善によりさまざまな行政課題が解決してまいります。時間の経過とともに新たな課題も発生するため、日々の社会変化を踏まえ施策を進めていくことが重要です。

経済面におきましても、特に昨年の消費税の増税、東京オリンピック後の景気動向および今般の新型コロナウイルス感染症発生に伴う経済への影響等、国全体の経済動向に注視しながら柔軟な対応が求められています。いかなる社会環境の変化にあっても、住民の安全と暮らしを守るための確な施策を講じる必要性は変わらず、

組織を挙げて全力で取り組みを推進してまいります。

新しい時代は始まっておりますが、私たちの目的は常に住民福祉の向上を図ることであり、体温を感じる行政施策を展開してまいります。

また、普通交付税による合併算定替終了に伴う激変緩和期間の最終年となる令和2年度におきましては、令和3年度からの厳しい財政運営に耐え得るため、事業の必要性を見極める非常に大事な1年となります。これまで同様に全課で事業計画を策定し、PDCAサイクルの確立とともに、地方自治法にもうたわれております住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるよう、時代の変化に即した行政サービスの質を日々高めていき、知恵をしぼってスピード感のある業務を進めてまいります。

最後になりますが、黒潮町のさらなる発展に向け、議員の皆さまをはじめ、町民の皆さまのより一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、令和2年度の施政方針と致します。

議長（小松孝年君）

これで、町長の発言を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、9番宮地葉子君、10番澳本哲也君を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月17日までの12日間にしたいと思います。

これに、異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、会期は本日から3月17日までの12日間に決定しました。

会議の途中ではありますが、この際、10時15分まで休憩します。

休 憩 10時 02分

再 開 10時 15分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3、議案第59号、黒潮町行政組織条例の一部を改正する条例についてから、議案第128号、行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、令和2年3月第5回黒潮町議会定例会へ提案させていただきます議案について、説明させていただきます。

今議会に提案させていただきます議案は、議案第59号、黒潮町行政組織条例の一部を改正する条例についてから、議案第128号、行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託についてまでの68議案でございます。

提案させていただきます議案の内訳は、条例の制定が32件、条例の廃止が1件、条例の一部改正が10件、令和元年度補正予算が8件、令和2年度当初予算が13件、指定管理者の指定が1件、一部事務組合の規約変更等が4件、機関事務委託が1件となっております。

それでは、議案第 59 号、黒潮町行政組織条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、近年の事務量の増大に伴い、限られた人員の中で、各課、係の業務量等の均衡を図るとともに、庁内全体の効率化を図りながら、進ちよくする各種事業に歩調を合わせて適正に対応できるよう所管する業務を改めるため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 60 号、黒潮町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、会計年度任用職員が育児休業等を取得するために部分休業をした場合の給与等の取り扱いについて、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 61 号、黒潮町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましても、会計年度任用職員制度の導入に伴うもので、職員の服務の宣誓に関する規定に会計年度任用職員の服務の宣誓に関する規定を追加するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 62 号、黒潮町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、本町の委員会、審査会、審議会などで、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に規定する執行機関の附属機関に該当する委員会等について、今議会において関係条例の整備を行うことから、この条例で規定している委員会等について整理を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 63 号、黒潮町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について説明させていただきます。

この条例の制定につきましては、地方自治法の一部が改正されたことに伴い、町長、副町長、教育委員会の教育長や委員、選挙管理委員会の委員、監査委員、農業委員会の委員などが職務を行うに当たり、善意でかつ重大な過失がないときは、これらの者が賠償の責任を負う額から一部を免れさせることについて必要な事項を定めるため、地方自治法の規定に準じて条例を制定するものでございます。

次に、議案第 64 号、黒潮町振興計画審議会条例を廃止する条例について説明させていただきます。

この条例の廃止につきましては、総合振興計画の法的な策定義務が廃止となったことに伴い、付属機関であります黒潮町振興計画審議会の設置に関する条例を廃止するものでございます。

次に、議案第 65 号、黒潮町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、制定の根拠となっております法律名が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に改正されたことにより、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 66 号、黒潮町立佐賀交流センターみらいの設置及び管理に関する条例の制定について説明させていただきます。

この条例の制定につきましては、旧佐賀保育所の建物の有効活用を図るため、新たにあったかふれあいセンターや図書館などが入る複合施設として再活用するため、その名称を佐賀交流センターみらいとし、条例を制定するものでございます。

次に、議案第 67 号、黒潮町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、地方自治法の一部を改正する法律により、地方公共団体の長等の損害賠償

責任の見直しに伴い条ずれの整備を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 68 号、黒潮町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、黒潮町立佐賀図書館を佐賀交流センターみらい内に移設をするため、その位置について条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 69 号、黒潮町少年補導育成センター設置条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、黒潮町少年補導育成センターにつきまして、呼称を黒潮町こどもサポートセンターに変更するとともに、事務所につきましても、黒潮町保健福祉センター内から浜松教育集会所に移設することに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 70 号、黒潮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、令和元年 10 月 1 日から、幼児教育、保育の無償化実施に当たり、国の特定教育、保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、無償化に係る給付等について条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 71 号、黒潮町監査委員条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、条項が新たに追加されたことにより、この条ずれを解消しようとするため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 72 号、黒潮町まち・ひと・しごと創生総合戦略委員会設置条例の制定についてから、

議案第 73 号、黒潮町ふるさと創生（人材育成）事業選考委員会設置条例の制定について。

議案第 74 号、黒潮町地域福祉計画委員会設置条例の制定について。

議案第 75 号、黒潮町老人ホーム入所判定委員会設置条例の制定について。

議案第 76 号、黒潮町高齢者虐待防止（権利擁護）ネットワーク会議設置条例の制定について。

議案第 77 号、黒潮町認知症初期集中支援チーム検討委員会設置条例の制定について。

議案第 78 号、黒潮町地域自立支援協議会設置条例の制定について。

議案第 79 号、黒潮町福祉避難所協議会設置条例の制定について。

議案第 80 号、黒潮町高齢者福祉計画・黒潮町介護保険事業計画委員会設置条例の制定について。

議案第 81 号、黒潮町介護保険地域密着型サービス運営委員会設置条例の制定について。

議案第 82 号、黒潮町地域包括支援センター運営協議会設置条例の制定について。

議案第 83 号、黒潮町健康増進計画・食育推進計画審議会設置条例の制定について。

議案第 84 号、黒潮町保健文化賞等選定委員会設置条例の制定について。

議案第 85 号、黒潮町施設レモン産地化支援事業事業者選定委員会設置条例の制定について。

議案第 86 号、黒潮町人・農地プラン検討会設置条例の制定について。

議案第 87 号、黒潮町中山間地域等直接支払交付金制度基準検討会設置条例の制定について。

議案第 88 号、黒潮町空家等対策協議会設置条例の制定について。

議案第 89 号、黒潮町男女共同参画計画策定委員会設置条例の制定について。

議案第 90 号、黒潮町自立支援対策事業基金審査委員会設置条例の制定について。

議案第 91 号、黒潮町水産振興協議会設置条例の制定について。

議案第 92 号、黒潮町漁業振興基金判定委員会設置条例の制定について。

議案第 93 号、黒潮町水産業経営資金審査委員会設置条例の制定について。

議案第 94 号、黒潮町中小企業者等経営支援会議設置条例の制定について。

議案第 95 号、黒潮町教科用図書調査委員会設置条例の制定について。

議案第 96 号、黒潮町教育委員会外部評価委員設置条例の制定について。

議案第 97 号、黒潮町放課後子ども教室運営委員会設置条例の制定について。

議案第 98 号、黒潮町子ども読書活動推進委員会設置条例の制定について。

議案第 99 号、黒潮町上林暁文学館協議会設置条例の制定について。

議案第 100 号、黒潮町教育支援委員会設置条例の制定について。

および議案第 101 号、黒潮町教育研究所運営委員会設置条例の制定についてまでの 30 議案について、一括して説明させていただきます。

これらの条例の制定につきましては、執行機関の附属機関である各種委員会、審査会、審議会等は、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定により、法律、または条例により設置できることとなっております。

このたび、町に設置されている委員会等につきまして、地方自治法で定める附属機関であるか確認作業を行い、執行機関の附属機関として認められる委員会等で条例として整備がされていなかったもの、および新たに設置するものにつきまして、各種組織の設置目的や委員の定数などを定めた条例を制定するもので、今回、一括して提案をさせていただきます。

次に、議案第 102 号、令和元年度黒潮町一般会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ 1,220 万 8,000 円を追加し、歳入歳出総額を 104 億 71 万 9,000 円とするものでございます。

この補正予算の概要と致しましては、それぞれの事業の入札減や、決算見込みによる減額補正が主なものとなっております。

歳出の総務費では、ふるさと納税寄附金の下方修正による謝礼などの減はあったものの、ふるさと納税基金の積立金の増などにより、1 億 9,297 万 8,000 円の増額となっております。

3 款民生費では、各事業の決算見込みにより 3,170 万 9,000 円の減、4 款衛生費では、国民健康保険直診会計において医師の給与等について調整し、繰出金の減を行い、3,297 万 6,000 円の減、6 款農林水産業費は、園芸用ハウス整備事業費補助金など各種事業の精算により 1 億 2,463 万 5,000 円の減、7 款商工費は、プレミアム付商品券補助金の減などにより 4,631 万 8,000 円の減、8 款土木費は、県道路整備工事負担金の減などにより 2,087 万 3,000 円の減、9 款消防費は、それぞれの事業による精算により 1,850 万 4,000 円減額の減、10 款教育費は、GIGA スクール整備業務委託などにより 9,066 万 7,000 円の増、11 款災害復旧費は、漁港施設災害復旧工事などの増により 1,473 万 8,000 円の増額となっております。

これらに対する歳入は、分担金および国庫支出金、県支出金などの特定財源について、歳出の補助事業関連の決算見込みにより減額補正とし、財政調整基金および減債基金などにおいて収支の調整を行っております。

また、今年度も翌年度に繰り越して使用する繰越明許費を、23 件、総額 8 億 3,073 万 7,000 円としております。

次に、議案第 103 号、令和元年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額は 3,263 万 8,000 円に変更はなく、貸付金の減額に伴う積立金の調整によるものでございます。

次に、議案第 104 号、令和元年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算から、歳入歳出それぞれ 3,873 万 6,000 円を減額し、歳入歳出総

額を 14 億 7,301 万 1,000 円とするものでございます。

この減額の主な要因は、実績見込みによる人件費の調整によるものです。

次に、議案第 105 号、令和元年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ 269 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 19 億 1,773 万 2,000 円とするものでございます。

この増額の主な要因は、へき地医療診療所に係る特別調整交付金、ならびに県からの保険基盤安定負担金の確定によるものでございます。

次に、議案第 106 号、令和元年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算から歳入歳出それぞれ 2,924 万 6,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 5,513 万 5,000 円とするものでございます。

この減額の主な要因は、医師の給与に係る経費等についての調整によるものでございます。

次に、議案第 107 号、令和元年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算から歳入歳出それぞれ 6,009 万 9,000 円を減額し、歳入歳出総額を 17 億 1,893 万 4,000 円とするものでございます。

この増額の主な要因は、これまでの保険給付などの実績から、見込額の調整によるものでございます。

次に、議案第 108 号、令和元年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算から歳入歳出それぞれ 104 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 1,748 万 3,000 円とするものでございます。

この減額の主な要因は、これまでの実績から見込額の調整によるものでございます。

次に、議案第 109 号、令和元年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ 728 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 2 億 1,740 万 6,000 円とするものでございます。

この増額の主な要因は、保険料収納の増加、ならびに県からの保険基盤安定負担金の確定によるものでございます。

次に、議案第 110 号、令和 2 年度黒潮町一般会計予算について説明させていただきます。

令和 2 年度の予算編成に当たりましては、基本方針および黒潮町総合戦略に基づくとともに、一次産業の新規就業者の拡大と所得向上の取り組み、町外への消費活動流出防止の取り組み、移住者支援施策の着実な実行、切れ目のない子育て支援、健康寿命延伸の取り組み、小さな拠点を活用した地域コミュニティ力向上の取り組み、ソフト面を中心とした防災対策の充実、地域とともに生きる力をはぐくむ教育の充実の 8 点を重点項目とし、住民ニーズにきめ細かく対応できるよう予算計上を行っております。

まず、収支の状況の概略についてご説明致します。

令和 2 年度一般会計当初予算は 108 億 3,000 万円で、前年度比 10.3 パーセント、10 億 1,200 万円の増額となりました。これに国民健康保険事業特別会計等の 11 の特別会計予算を加え、重複分を除いた純合計予算は 136 億 5,295 万 2,000 円で、前年度比 2.9 パーセント、3 億 8,745 万 9,000 円の増となっております。

一般会計の歳入では、自主財源は町税 8 億 2,398 万 4,000 円、繰入金 16 億 8,691 万円など、35 億 9,309 万

8,000 円を見込み、依存財源は地方交付税 39 億円、国庫支出金 11 億 405 万 8,000 円、県支出金 8 億 9,634 万 4,000 円など、72 億 3,690 万 2,000 円を見込んでおります。

また、国の税制改正に伴い、新たに法人事業税交付金 260 万円を計上し、森林環境譲与税につきましては、国の予算の増額に伴い 2,200 万円を計上致しました。

町債は 9 億 9,230 万円で、そのうち過疎対策事業債は 5 億 9,570 万円、旧合併特例事業債は 2 億 1,110 万円、緊急防災・減災事業債は 510 万円、緊急自然災害防止対策事業債は 3,040 万円、赤字地方債であります臨時財政対策債は 1 億 3,800 万円などを計画しております。

繰入金は、普通建設事業の財源として施設等整備基金から 1 億 1,620 万円、新しいまちづくり基金から 1 億 9,700 万円、防災対策事業の公債費償還分の財源として防災対策加速化基金から 1 億 3,137 万 6,000 円、ふるさと納税寄附金を原資とするふるさと納税基金から 6 億 946 万 2,000 円、公債費償還のために減債基金から 2 億円、森林整備の促進施策ために森林環境譲与税基金から 2,200 万円、および財源不足を補うための財政調整基金から 3 億 7,665 万 5,000 円などの繰り入れを予定しております。

歳出では、義務的経費が人件費 17 億 58 万 1,000 円、公債費 14 億 8,519 万 5,000 円、扶助費 5 億 9,621 万 9,000 円など、37 億 8,199 万 5,000 円を計画し、投資的経費は、普通建設事業費など、20 億 6,369 万円を計上致しております。

また、令和 2 年度末の一般会計に属する地方債残高は 125 億 6,007 万 4,000 円の見込みでございます。

続きまして、8 点の重点項目の具体的事業について説明させていただきます。

1 つ目の、一次産業の新規就業者の拡大と所得向上の取り組みにつきましては、農林水産業を主体とした所得向上の取り組みは、関連産業への波及効果も高く、重要な政策課題の一つです。また、産業従事者の高齢化による担い手の確保対策は喫緊の課題であり、本町の 10 年先を見据えた取り組みの強化を図っていく必要があります。

農業部門では引き続き、担い手支援事業 1,277 万 5,000 円や農業次世代人材投資資金経営開始型 2,100 万円などにより就農支援を行うとともに、園芸用ハウス整備事業 4,548 万 7,000 円や施設レモン産地化支援事業 126 万 5,000 円、花卉予冷库整備事業 2,226 万円などにより所得向上を支援してまいります。

水産業部門では、新規漁業就業者支援事業 295 万 8,000 円により就業支援を継続するとともに、新漁業等挑戦促進事業 270 万円や投石漁礁設置事業 1,490 万円などによる漁獲高向上の取り組みを行っていくこととしております。また、カツオ一本釣り船新規雇用者就業支援事業により、町内カツオ船団の雇用者確保に対する支援を実施することと致しております。

2 つ目の町外への消費活動流出防止の取り組みにつきましては、本町は四万十市と四万十町の 2 つの商業圏に囲まれていることにより消費活動の町外流出が引き起こされています。そのことが小売店の廃業へとつながり、地域生活を維持する上で必要なライフラインの一部が地域から欠落しようとしております。小売店機能を維持していくためには新たな仕組みづくりが必要です。その一環として集落活動センターを活用しているところであり、引き続き集落活動センター事業を積極的に取り組んでいくこととしております。

3 つ目に、移住者支援施策の着実な実行でございます。人口減少対策としては、人口の社会増の取り組みは必要不可欠です。そのため住環境の整備として、定住促進住宅整備事業 1 億 3,986 万円を引き続き計上し、移住者の住居として 15 戸の改修を予定しております。また、東京 23 区より移住して就業や起業する方を対象とした地方創生移住支援事業補助金 200 万円などの助成制度も計上させていただきました。

4 つ目に、切れ目のない子育て支援につきましては、乳幼児期の家庭での保育支援のために在宅子育て応援事業補助金 2,292 万円を引き続き計上させていただきました。また、乳幼児医療助成事業 1,193 万 8,000 円や

小中学生医療助成事業 1,674 万円、本年 10 月 1 日から定期接種に指定されたロタウイルス予防接種委託 87 万 3,000 円などにより、子育てを医療面から支援していきます。また、子育て世代包括支援センターや子育て包括相談員などにより、子育て支援にも積極的に取り組んでまいります。

5 つ目に、健康寿命延伸の取り組みにつきましては、少子高齢化が進み高齢者世帯が増える中、健康寿命を伸ばしアクティブシニアを増加させることは、地域を支えコミュニティを維持していくためにも必要不可欠なことであります。そのためにも、引き続き小さな拠点医療等相談事業 78 万円を計上し、医師による相談事業を実施することと致しております。また、介護保険事業では通所型短期集中運動機能向上サービス事業 994 万 6,000 円により介護予防に取り組むとともに、国民健康保険事業では本年度も引き続き若者健康診査 47 万 9,000 円を計上し、早期発見、早期治療により若年層からの健康対策に取り組んでまいります。

6 つ目に、小さな拠点を活用した地域コミュニティ力向上の取り組みにつきましては、これまで地域コミュニティの核として集落活動センターとあったかふれあいセンターを町内各地へ整備し、地域の主体性に先導いただきながら運営を行ってきたところです。本年度につきましても、4 カ所の集落活動センター運営経費として 595 万 3,000 円を計上致しました。また、あったかふれあいセンター事業委託として 6,710 万円を計上しており、町内 6 カ所目のあったかふれあいセンターを白田川地区で開設予定でございます。

7 つ目に、ソフト面を中心とした防災対策の充実につきましては、地震津波防災に対するハード整備がほぼ終了し、今後の防災対策はソフト面を中心とし、その充実を図っていく必要があります。ソフト事業は住民の皆さま方と共同した取り組みが重要であり、地域ごとに特色を持ちながら個別に進めていく必要があります。そこで、地区防災計画作成共同研究委託 423 万 5,000 円を実施し、京都大学にご協力いただきながら地域活動を強化していくことと致しております。

また、台風被害を多く受け、急傾斜地が多い本町において、土砂災害対策も喫緊の課題です。引き続き、土砂災害対策支援業務委託 407 万円のほか、大規模自然災害による被害を迅速に回復することを目的とした国土強靱化地域防災計画 662 万 2,000 円にも取り組んでまいります。

8 つ目に、地域とともに生きる力をはぐくむ教育の充実についてでございます。次世代を担う子ども達が、豊かな人間性と高い能力を身に着けるためには学校教育の充実が必要不可欠です。そこで、基礎学力の向上を図るため学校支援員配置事業費として小学校 1,897 万円、中学校 814 万 9,000 円を引き続き予算計上するとともに、大方高校支援業務委託として公設塾運営および女子サッカー指導に係る経費 865 万円を計上致しました。

また、ふるさとを愛し地域に貢献意識を持てる子ども達の育成を目指した、ふるさと・キャリア教育に 499 万 4,000 円を計上致しております。

そのほか、地籍調査事業 1 億 86 万円、ふるさと納税関連経費 3 億 1,303 万 2,000 円、自動車安全運転支援装置設置補助金 100 万円、国民健康保険事業法定外繰出金 1,000 万円、新たな森林管理システム調査委託 850 万円、松くい虫防除対策事業 968 万 5,000 円、黒潮町観光推進業務委託 1,185 万 3,000 円、黒潮町 DMO 推進業務委託 349 万 1,000 円、道路改良事業 3 億 8,410 万 8,000 円、都市防災総合推進事業 1 億 6,130 万円、町営住宅等整備事業 3 億 7,926 万 2,000 円、および木造住宅耐震事業 3 億 1,218 万 6,000 円、などを計上させていただきました。

本町の令和 2 年度歳入予算のうち、地方交付税の占める割合は 36 パーセントとなっております。しかし、本年は合併算定替終了に伴う激変緩和期間の最終年度のため、次年度はより厳しい財政運営が想定され、これに耐えることのできる事業計画の策定と PDCA サイクルの確立をしなければなりません。限りある財源を有効に活用するため、住民、議会、行政および関係機関が一体となり、行政サービスの質の向上と住民福祉の増大に向けて取り組んでいかなければならないと考えているところです。



次に、議案第 111 号、令和 2 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ 285 万 6,000 円とするものです。

前年度比では、金額にして 14 万 9,000 円、率にして 5.0 パーセントの減となっており、この減額の要因は、公債費および貸付金の償還が進んできたことによるものでございます。

次に、議案第 112 号、令和 2 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ 2,004 万 2,000 円とするものでございます。

前年度比では、金額にして 60 万円、率にして、3.1 パーセントの増となっており、この増額の要因は、貸付金戻し入れ増に伴う基金積立金の増によるものでございます。

次に、議案第 113 号、令和 2 年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ 15 億 2,125 万 8,000 円とするものでございます。

前年度比では、金額にして 3,934 万 3,000 円、率にして 2.5 パーセントの減となっており、昨年度同様の予算となっております。

次に、議案第 114 号、令和 2 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ 18 億 1,623 万 9,000 円とするものでございます。

前年度比では金額にして 6,863 万 4,000 円、率にして 3.6 パーセントの減となっており、この減額の主な要因は、医療費の縮減により国民健康保険事業納付金が減となったものでございます。

新制度移行の 3 年目になり、被保険者の減少、前期高齢者の増加、医療の高度化などから、今後の収支見通しにおいても厳しくなる可能性があります。累積赤字が解消したことなどにより、今年度は一般会計からの法定外繰入を 1,000 万円とさせていただいております。

次に、議案第 115 号、令和 2 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ 8,640 万 8,000 円とするものでございます。

前年度比では、金額にして 202 万 7,000 円、率にして 2.4 パーセントの増となっており、昨年度と同様の予算となっております。

議案第 116 号、令和 2 年度黒潮町介護保険事業特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ 17 億 3,017 万 3,000 円とするものでございます。

前年度比では、金額にして 2,516 万円、率にして 1.5 パーセントの増となっておりこの増額の要因は、保険給付費などの増によるものでございます。

次に、議案第 117 号、令和 2 年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ 1,874 万 7,000 円とするものでございます。

前年度比では、金額にして 73 万 1,000 円、率にして 4.1 パーセントの増となっており、昨年度と同様の予算となっております。

次に、議案第 118 号、令和 2 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ 2 億 1,283 万 2,000 円とするものでございます。

前年度比では、金額にして 351 万 6,000 円、率にして 1.7 パーセントの増となっており、この増額の主な要因は、後期高齢者医療保険料と後期高齢者医療広域連合納付金などの増によるものでございます。

次に、議案第 119 号、令和 2 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ 4,220 万 9,000 円とするものでございます。

前年度比では、金額にして 451 万 3,000 円、率にして 12.0 パーセントの増となっており、この増額の要因は、長寿命化を図るため機能強化計画書作成経費の増によるものでございます。

次に、議案第 120 号、令和 2 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ 535 万 5,000 円とするものでございます。

前年度比では、金額にして 5 万 3,000 円、率にして 1.0 パーセントの減となっており、昨年度と同様の予算となっております。

次に、議案第 121 号、令和 2 年度黒潮町情報センター事業特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ 2 億 8,923 万 7,000 円とするものでございます。

前年度比では金額にして 1,488 万円、率にして 5.4 パーセントの増となっており、この増額の要因は、通信サービス提供事業費の増によるものでございます。

次に、議案第 122 号、令和 2 年度黒潮町水道事業特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、収益的収入および支出である第 3 条予算で、歳入歳出の総額をそれぞれ 2 億 6,130 万 7,000 円とするものでございます。

資本的収入および支出である第 4 条予算の施設の整備、改良としましては、昨年度に引き続き、佐賀簡易水道の配水管を更新、耐震化する工事、および大方上水道基幹配水管と旧管との接続個所の布設工事でございます。

次に、議案第 123 号、黒潮町立大方児童館に係る指定管理者の指定について説明させていただきます。

幡多郡黒潮町入野 833 番地 1 の黒潮町立大方児童館につきましては、これまでの指定管理者としての実績もあり、地域貢献、地域雇用の観点から指定管理者候補として適当であると判断し、黒潮町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第 4 条により、指定管理者候補として、幡多郡黒潮町入野 801 番地 11、特定非営利活動法人 NP0 童夢（どうむ）、理事長、澳本邦三（おくもとくにみ）を指定管理者候補として選定致しましたので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

期間は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 5 年間でございます。

次に、議案第 124 号、高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更について説明させていただきます。

この議案は、黒潮町も構成団体となっております高知縣市町村総合事務組合に関する議案で、事務組合を組織する団体の数が減少することに伴い、規約の一部の変更を行うため、地方自治法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 125 号、高知縣市町村総合事務組合から芸東衛生組合が脱退することに伴う財産処分について説明させていただきます。

この議案は、前議案により、高知縣市町村総合事務組合の構成団体となっている芸東衛生組合が同事務組合から脱退することとなったため、財産処分について、地方自治法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 126 号、高知縣市町村総合事務組合から高幡西部特別養護老人ホーム組合が脱退することに伴う財産処分について説明させていただきます。

この議案も同様に、高知縣市町村総合事務組合の構成団体となっております高幡西部特別養護老人ホーム組合が脱退することになったため、財産処分について、地方自治法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 127 号、幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合

規約の一部変更について説明させていただきます。

この議案は、幡多広域市町村圏事務組合が共同処理を行っておりました行政不服審査法第 81 条第 1 項で定める機関の事務を廃止することに伴い、規約の一部を変更するため、地方自治法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

最後に、議案第 128 号、行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の委託について説明させていただきます。

この議案は、これまで幡多広域市町村圏事務組合で共同処理を行っておりました行政不服審査法第 81 条第 1 項で定める機関の事務につきまして、令和 2 年 8 月 1 日より高知県に委託することとなりましたので、規約を定めて委託を行うものでございます。

説明は以上でございますが、議会最終日に、教育委員会の委員の選任 1 件の議案を追加させていただく予定となっておりますので、よろしくお願い致します。

なお、この後、副町長、関係課長に補足説明をさせますので、慎重なご審議の上、適切なご決定を賜りますよう、よろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは、議案第 74 号の黒潮町地域福祉計画委員会設置条例の制定につきまして、補足説明をさせていただきます。

なお、議案第 74 号から議案第 84 号までにつきましては、執行機関の附属機関に関する条例の制定の提案となります。

議案書は 42 ページから 43 ページまでとなります。

第 1 条では、設置を規定しており、社会福祉法第 107 条の規定に基づく黒潮町地域福祉計画について審議するため、黒潮町地域福祉計画委員会を置くものです。

第 2 条では、所掌(しよしょう)事務について規定しており、委員会は町長の諮問に応じ、第 1 号から第 3 号に掲げる事項を審議することとしています。

第 3 条では、組織について規定しており、委員 20 人以内をもって組織し、委員は第 2 項の者のうちから町長が委嘱するものとしています。

第 4 条では、任期について規定しており、任期は 3 年とし、再任されることを妨げないとしております。

第 2 項では、補欠の委員の任期を規定しています。

第 5 条では、委員長および副委員長について規定しており、委員会に委員長および副委員長を置き、委員の互選により定めるとしてあります。

第 2 項では、委員長、第 3 項では副委員長の職務を規定しております。

第 6 条では、委任について規定しており、必要な事項は規則で定めるとしてあります。

附則では、令和 2 年 4 月 1 日から施行としています。

以上で、議案第 74 号の補足説明を終わります。

次に、議案第 75 号の黒潮町老人ホーム入所判定委員会設置条例について、補足説明をさせていただきます。

議案書は 44 ページから 45 ページまでとなります。

第 1 条では、設置を規定しており、老人福祉法第 11 条第 1 項第 1 号の規定により養護老人ホームへの入所措置を判定するため、黒潮町老人ホーム入所判定委員会を設置するものです。

第 2 条では、所掌(しよしょう)事務について規定しており、委員会は町長の諮問に応じ、第 1 号から第 2 号に掲げる事項を判定することとしています。

第 2 項では、判定結果を町長に報告するものとなっています。

第 3 条では、組織について規定しており、委員 4 人以内をもって組織し、委員は、第 2 項の第 1 号から第 4 号に掲げる者のうちから町長が委嘱、または任命するものとしています。

第 4 条では、任期について規定しており、任期は、2 年とし再任されることを妨げないとしております。

第 2 項では、補欠の委員の任期を定めております。

第 5 条では、委任について規定しており、必要な事項は規則で定めるとしています。

附則では、令和 2 年 4 月 1 日から施行としております。

以上で、議案第 75 号の補足説明を終わります。

次に、議案第 76 号の黒潮町高齢者虐待防止(権利擁護)ネットワーク会議設置条例について、補足説明をさせていただきます。

議案書は 46 ページから 48 ページまでとなります。

第 1 条では、設置を規定しており、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第 16 条の規定に基づき、町および地域の関係機関等の連携により、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護および養護者に対する支援を行うため、黒潮町高齢者虐待防止(権利擁護)ネットワーク会議を置くものです。

第 2 条では、所掌(しよしょう)事務について規定しており、ネットワーク会議は町長の諮問に応じ、第 1 号から第 4 号に掲げる事項を審議することとしています。

第 3 条では、組織について規定しており、委員 25 人以内をもって組織し、委員は第 2 項の第 1 号から第 11 号に掲げる者および機関に属する者のうちから町長が委嘱、または任命するものとしております。

第 4 条では、任期について規定しており、任期は 2 年とし、再任されることを妨げないとしています。

第 2 項では、補欠の委員の任期を規定しています。

第 5 条では、会長および副会長について規定しており、ネットワーク会議に会長および副会長を置き、委員の互選により定めるとしています。

第 2 項では、会長、第 3 項では、副会長の職務を規定しております。

第 6 条では、委任について規定しており、必要な事項は規則で定めるとしています。

附則では、令和 2 年 4 月 1 日から施行としています。

以上で、議案第 76 号の補足説明を終わります。

次に、議案第 77 号の黒潮町認知症初期集中支援チーム検討委員会設置条例について、補足説明をさせていただきます。

議案書は 49 ページから 50 ページまでとなります。

第 1 条では、設置を規定しており、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に関わる認知症初期集中支援チームの活動状況等を検討するなど、黒潮町認知症初期集中支援チーム検討委員会を置くものです。

第2条では、所掌(しよしょう)事務について規定しており、委員会は町長の諮問に応じ、第1号から第3号に掲げる事項を審議することとしています。

第3条では、組織について規定しており、委員13人以内をもって組織し、委員は第2項の第1号から第5号に掲げる者のうちから町長が委嘱、または任命するものとしています。

第4条では、任期について規定しており、任期は2年とし、再任されることを妨げないとしています。

第2項では、補欠の委員の任期を規定しています。

第5条では、会長および副会長について規定しており、委員会に、会長および副会長を置き、委員の互選により定めるとしています。

第2項では、会長、第3項では、副会長の職務を規定しています。

第6条では、委任について規定しており、必要な事項は規則で定めるとしています。

附則では、令和2年4月1日から施行としています。

以上で、議案第77号の補足説明を終わります。

次に、議案第78号の黒潮町地域自立支援協議会設置条例について、補足説明をさせていただきます。

議案書は51ページから52ページまでとなります。

第1条では、設置を規定しており、障害者基本法第11条第3項に規定する障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条に規定する障害福祉計画並びに地域における障がい福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うため、黒潮町地域自立支援協議会を置くものです。

第2条では、所掌(しよしょう)事務について規定しており、協議会は町長の諮問に応じ、第1号から第5号に掲げる事項を審議することとしています。

第3条では、組織について規定しており、委員15人以内をもって組織し、委員は第2項の第1号から第5号に掲げる者のうちから町長が委嘱、または任命するものとしています。

第4条では、任期について規定しており、任期は3年とし、再任されることを妨げないとしています。

第2項では、補欠の委員の任期を規定しています。

第5条では、会長および副会長について規定しており、協議会に会長および副会長を置き、委員の互選により定めるとしています。

第2項では、会長、第3項では、副会長の職務を規定しています。

第6条では、委任について規定しており、必要な事項は規則で定めるとしております。

附則では、令和2年4月1日から施行としています。

以上で、議案第78号の補足説明を終わります。

次に、議案第79号の黒潮町福祉避難所協議会設置条例について、補足説明をさせていただきます。

議案書は53ページから54ページまでとなります。

第1条では、設置を規定しており、災害時に支援を必要とする要配慮者を守り支える取り組みおよび福祉避難所の運営等について、各関係機関、地域および行政が一体となった取り組みができるよう協議するために、黒潮町福祉避難所協議会を置くものです。

第2条では、所掌(しよしょう)事務について規定しており、協議会は町長の諮問に応じ、第1号から第3号に掲げる事項を審議することとしています。

第3条では、組織について規定しており、委員20人以内をもって組織し、委員は第2項の第1号から

第8号に掲げる者のうちから町長が委嘱、または任命するものとしています。

第4条では、任期について規定しており、任期は1年とし、再任されることを妨げないとしています。

第2項では、補欠の委員の任期を規定しています。

第5条では、会長および副会長について規定しており、協議会に会長、副会長を置き、委員の互選により定めるとしています。

第2項では、会長、第3項では、副会長の職務を規定しています。

第6条では、委任について規定しており、必要な事項は規則で定めるとしています。

附則では、令和2年4月1日から施行としています。

以上で、議案第79号の補足説明を終わります。

次に、議案第80号の黒潮町高齢者福祉計画・黒潮町介護保険事業計画委員会設置条例について、補足説明をさせていただきます。

議案書は55ページから57ページまでとなります。

第1条では、設置を規定しており、老人福祉法に基づく老人福祉計画及び介護保険法に基づく介護保険事業計画を検討するため、黒潮町高齢者福祉計画・黒潮町介護保険事業計画委員会を置くものです。

第2条では、所掌(しよしょう)事務について規定しており、委員会は町長の諮問に応じ、第1号から第8号に掲げる事項を審議することとしています。

第3条では、組織について規定しており、委員20人以内をもって組織し、委員は第2項の第1号から第5号に掲げる者のうちから町長が委嘱、または任命するものとしています。

第4条では、任期について規定しており、任期は3年とし、再任されることを妨げないとしています。

第2項では、補欠の委員の任期を規定しています。

第5条では、会長および副会長について規定しており、委員会に会長および副会長を置き、委員の互選により定めるとしています。

第2項では、会長、第3項では、副会長の職務を規定しています。

第6条では、委任について規定しており、必要な事項は規則で定めるとしています。

附則では、令和2年4月1日から施行としています。

以上で、議案第80号の補足説明を終わります。

次に、議案第81号の黒潮町介護保険地域密着型サービス運営委員会設置条例について、補足説明をさせていただきます。

議案書は58ページから59ページまでとなります。

第1条では、設置を規定しており、介護保険法に規定する介護保険地域密着型サービスの適正な運営の確保について審議するため、黒潮町介護保険地域密着型サービス運営委員会を置くものです。

第2条では、所掌(しよしょう)事務について規定しており、委員会は町長の諮問に応じ、第1号から第4号に掲げる事項を審議することとしています。

第3条では、組織について規定しており、委員20人以内をもって組織し、委員は第2項の第1号から第7号に掲げる者のうちから町長が委嘱、または任命するものとしています。

第4条では、任期について規定しており、任期は2年とし、再任されることを妨げないとしています。

第2項では、補欠の委員の任期を規定しています。

第5条では、会長および副会長について規定しており、委員会に会長および副会長を置き、委員の互選

により定めるとしてあります。

第2項では、会長、第3項では、副会長の職務を規定しています。

第6条では、委任について規定しており、必要な事項は規則で定めるとしてあります。

附則では、令和2年4月1日から施行としてあります。

以上で、議案第81号の補足説明を終わります。

次に、議案第82号の黒潮町地域包括支援センター運営協議会設置条例について、補足説明をさせていただきます。

議案書は60ページから61ページまでとなります。

第1条では、設置を規定しており、黒潮町地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営について協議するため、黒潮町地域包括支援センター運営協議会を設置するものです。

第2条では、所掌(しよしょう)事務について規定しており、協議会は町長の諮問に応じ、第1号から第4号に掲げる事項を協議することとしてあります。

第3条では、組織について規定しており、委員13人以内をもって組織し、委員は第2項の第1号から第6号に掲げる者のうちから町長が委嘱、または任命するものとしてあります。

第4条では、任期について規定しており、任期は2年とし、再任されることを妨げないとしてあります。

第2項では、補欠の委員の任期を規定しています。

第5条では、会長および副会長について規定しており、協議会に会長および副会長を置き、委員の互選により定めるとしてあります。

第2項では、会長、第3項では、副会長の職務を規定しています。

第6条では、委任について規定しており、必要な事項は規則で定めるとしてあります。

附則では、令和2年4月1日から施行としてあります。

以上で、議案第82号の補足説明を終わります。

次に、議案第83号の黒潮町健康増進計画・食育推進計画審議会設置条例について、補足説明をさせていただきます。

議案書は62ページから63ページまでとなります。

第1条では、設置を規定し、健康増進法第8条第2項の規定に基づく黒潮町健康増進計画及び食育基本法第18条の規定に基づく黒潮町食育推進計画について審議するため、黒潮町健康増進計画・食育推進計画審議会を置くものです。

第2条では、所掌(しよしょう)事務について規定しており、審議会は町長の諮問に応じ、第1号から第4号に掲げる事項を審議することとしてあります。

第3条では、組織について規定しており、委員20人以内をもって組織し、委員は第2項の第1号から第10号に掲げる者のうちから町長が委嘱、または任命するものとしてあります。

第4条では、任期について規定しており、任期は2年とし、再任されることを妨げないとしてあります。

第2項では、補欠の委員の任期を規定しています。

第5条では、会長および副会長について規定しており、審議会に会長および副会長を置き、委員の互選により定めるとしてあります。

第2項では、会長、第3項では、副会長の職務を規定しています。

第6条では、委任について規定しており、必要な事項は規則で定めるとしてあります。

附則では、令和2年4月1日から施行としています。

以上で、議案第83号の補足説明を終わります。

次に、議案第84号の黒潮町保健文化賞等選定委員会設置条例について、補足説明をさせていただきます。

議案書は64ページから65ページまでとなります。

第1条では、設置を規定しており、保健文化賞等の被表彰候補者について審査するため、黒潮町保健文化賞等選定委員会を置くものです。

第2条では、所掌(しよしょう)事務について規定しており、委員会は町長の諮問に応じ、第1号から第3号に掲げる事項を審査することとしています。

第3条では、組織について規定しており、委員10人以内をもって組織し、委員は第2項に掲げる者のうちから町長が委嘱するものとしています。

第4条では、任期について規定しており、任期は2年以内とし、再任されることを妨げないとしています。

第2項では、補欠の委員の任期を規定しています。

第5条では、委員長および副委員長について規定しており、委員会に委員長および副委員長を置き、委員の互選により定めるとしています。

第2項では、委員長、第3項では、副委員長の職務を規定しています。

第6条では、委任について規定しており、必要な事項は規則で定めるとしています。

附則では、令和2年4月1日から施行としています。

以上で、議案第84号の補足説明を終わります。

それでは、議案第107号、議案第108号について、補足説明をさせていただきます。

まず、議案第107号の令和元年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について、補足説明をさせていただきます。

議案書は、105ページとなります。

予算書は、オレンジ色の表紙のものになります。

1ページをお開きください。

この補正予算は、既決の予算から歳入歳出それぞれ6,009万9,000円を減額し、総額を17億1,893万4,000円とするものです。

補正の主な理由は、これまでの保険給付などの実績から見込額の調整を行い、計上したことによるものです。

まず、歳出から説明させていただきます。

12ページの歳出、事項別明細書をお開きください。

1款総務費の1項1目、一般管理費および2項1目、賦課徴収費につきましては、実績に伴い調整を行っております。

また、3項1目、認定調査等費についても、これまでの実績から見込み額を調整しています。

1款総務費につきましては、合計92万4,000円の減額となっております。

次に、12ページ下段の2款保険給付費につきましては、これまでの給付実績に基づき決算額を見込み、各項について減額調整を行っており、合計額で6,210万8,000円の減額を行い、補正後の額が15億4,225



万2,000円となっております。

14 ページの3 款地域支援事業費につきましても、これまでの実績に基づいた見込み額により調整を行い、1 項介護予防・生活支援サービス事業費で275 万1,000 円、また15 ページ、2 項一般介護予防事業費では、69 万3,000 円の減額を行っております。

16 ページの3 項包括的支援事業・任意事業費では、250 万6,000 円の減額を行っております。

11 ページの4 項、その他諸費では、2 万円の減額を行うことで、3 款地域支援事業費の総額で、また14 ページのとおり597 万円の減額を計上しており、補正後の額5,713 万3,000 円となっております。

18 ページの中段の4 款基金積立金につきましては、令和元年度の決算見込みにより、基金への積立金890 万3,000 円を計上しております。

続きまして、歳入の説明を致します。

予算書は8 ページをご覧ください。

歳入予算の補正につきましては、歳出見込み額の確定により、それぞれの負担割合に応じた、歳入予算の財源の調整を行っております。

1 款保険料につきましては、266 万1,000 円の減額により3 億227 万円に、また、3 款国庫支出金は、9 ページの4 目保険者機能強化交付金で203 万9,000 円を計上しておりますが、3 款国庫支出金の合計額では、1,570 万3,000 円の減額により、4 億1,053 万8,000 円とする調整となっております。

以下同様に、9 ページ4 款支払基金交付金は、1,754 万3,000 円を、また、5 款県支出金は1,090 万7,000 円を減額しております。

10 ページの7 款繰入金につきましては、1 項一般会計繰入金により、歳出額の減額等による減額調整を行うことで、補正後の額を2 億6,464 万7,000 円としております。

11 ページの2 項基金繰入金では、赤字補填として、1 目介護給付費準備基金繰入金128 万7,000 円を見込んでいましたが、黒字見込みのため減額調整を行っております。

これにより、歳出の補正後の総額と同額となるものです。

以上で議案第107 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第108 号の令和元年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算について、補足説明をさせていただきます。

議案書は106 ページとなります。黄土色の予算書をご覧ください。

1 ページをお開きください。

この補正予算は、既決の予算から歳入歳出それぞれ104 万7,000 円を減額し、総額を1,748 万3,000 円とするものです。

補正の主な理由は、これまでの実績から見込額の調整を行い、計上したことによるものです。

まず、歳出から説明させていただきます。7 ページの歳出事項別明細書をお開きください。

第1 款総務費の1 項1 目、一般管理費の1 節報酬につきましては、非常勤嘱託職員の年度途中の退職に伴い18 万7,000 円の減額、3 節職員手当の一般職住居手当に6 万円を計上しております。

9 節旅費の4 万円および19 節負担金補助及び交付金の1 万円は、研修に参加できなかったことにより減額調整を行うものです。

11 節需用費の15 万3,000 円、12 節役務費の8 万円、27 節公課費の7,000 円は、公用車の整備消耗品費、自賠責保険、車検料、自動車重量税につきましては、総務課により一般会計での一括支払いのため減

額調整を行うものです。

13 節委託料の 63 万円の減額は、介護予防サービス計画の作成を居宅介護支援事業所に委託するもので、これまでの実績から見込んで調整を行うものです。

これにより、歳出合計額 104 万 7,000 円の減額とし、補正額の総額を 1,748 万 3,000 円としております。

続きまして、歳入の説明を致します。予算書 6 ページをご覧ください。

1 款サービス収入 1 項予防給付費収入 1 目介護予防サービス計画費収入につきましては、これまでの実績から見込んで 63 万円を計上しております。

2 款繰入金につきましては、職員給料等の繰入れを、歳出見込み額に合わせて 167 万 7,000 円の減額調整を行っております。

これにより、歳入合計で 104 万 7,000 円の減額を行い、歳出の補正後の総額である 1,748 万 3,000 円と同額とするものです。

以上で、議案第 108 号の補足説明を終わります。

それでは、議案第 116 号、議案第 117 号について、補足説明をさせていただきます。

まず、議案第 116 号の令和 2 年度黒潮町介護保険事業特別会計予算について、補足説明をさせていただきます。

議案書は、114 ページとなります。予算書はオレンジ色の表紙のものとなります。

予算書は 1 ページをお開きください。

歳入歳出の予算の総額を、それぞれ 17 億 3,017 万 3,000 円とするものです。

保険給付費等につきましては、前年度の実績見込額を基に計上しているところですが、7 ページ、8 ページの総括表のとおり、前年度予算より総額で 2,516 万円の増額となっており、前年度対比で約 1.5 パーセントの増額となっております。

歳出から、主なものを説明させていただきます。15 ページの歳出事項別明細書をご覧ください。

1 款総務費 4,301 万 6,000 円のうち、1 項総務管理費につきましては、介護保険事業に係る職員給与などの事務費を計上しており、12 節委託料は、第 8 期介護保険事業計画の策定に向けてのニーズ調査および事業計画策定委託を計上しており、前年度と比較して、合計額で 214 万 4,000 円の増額となっております。

17 ページの 2 款保険給付費につきましては、総額で 16 億 1,982 万 1,000 円を、前年度の実績見込み額からそれぞれの見込み額を算出し計上し、前年度と比較し 1,546 万 1,000 円の増額となっております。

19 ページ、3 款地域支援事業費につきましては、1 項 1 目介護予防・生活支援サービス事業費として 2,269 万 6,000 円を計上しております。

12 節委託料では、通所型短期集中運動機能向上サービスの委託料として 994 万 6,000 円を計上しています。

20 ページ、2 目介護予防・生活支援サービス事業費（第 1 号介護予防支援事業費）につきましては、地域包括支援センターの職員給与や事務費などとして、729 万 3,000 円を計上しております。

1 節報酬については、ケアプラン作成業務を行う会計年度職員の報酬費として 248 万 7,000 円を計上しております。

12 節委託料では、総合事業対象者の介護予防ケアプランを策定する場合の、居宅介護支援事業所など

へ介護予防ケアプラン作成の委託料として 120 万円を計上しております。

21 ページ、2 項 1 目一般介護予防事業費につきましては、地域に住む高齢者に対する介護予防に関する事業の経費として 1,082 万 4,000 円を計上しております。

7 節報償費では、通所型短期集中運動機能向上サービス事業に当たり実施事業所に、リハ専門職の派遣として、466 万 4,000 円を計上しております。

11 節役務費では、通所型短期集中運動機能向上サービス事業の実施に伴い、実施事業所のリハ専門職の費用として 139 万 2,000 円を計上しております。

22 ページ、12 節委託料では、三世代ふれあい健診を高知大学への委託料として 40 万円を計上しております。

3 項包括的支援事業・任意事業につきましては、前年度と比較して 329 万 9,000 円の増額となっております。

2 目権利擁護事業費につきましては、314 万 8,000 円、24 ページ、3 目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費につきましては 867 万円を計上し、適正な業務の執行状況に合わせ、それぞれ 1 名の職員給与等を計上しております。

25 ページ、4 目任意事業につきましては 826 万 6,000 円を計上しています。

26 ページ、5 目在宅医療・介護連携推進事業費、6 目生活支援体制整備事業費、7 目認知症総合支援事業費、27 ページ、8 目地域ケア会議推進事業につきましては、取り組む事業に係る経費として計上しているものでございます。

最後に、4 款基金積立金から 7 款予備費までにつきましては、前年度とほぼ同額を計上しております。続きまして、歳入の説明をさせていただきます。予算書 9 ページにお戻りください。

1 款保険料につきましては、3 億 1,022 万 1,000 円を見込んでおります。前年度と比較して 834 万 7,000 円の減額となっております。

これは、前年度の実績見込み額により減額を見込んでおります。

3 款国庫支出金につきましては 4 億 3,000 万円を見込んでおります。

10 ページ下段、2 号被保険者の保険料である 4 款支払基金交付金では、4 億 4,784 万 2,000 円を、11 ページ、5 款県支出金では、2 億 6,041 万 7,000 円を見込んでおります。

これらの歳入につきましては、それぞれの負担率に応じて算出しており、前年度の実績見込み額により増額を見込んでおります。

次に、12 ページ、7 款繰入金の 2 億 8,142 万円のうち、1 項一般会計繰入金の 2 億 8,016 万 4,000 円につきましては、町が負担すべき負担率に応じた給付費繰入金と補助対象外経費などを計上しており、増額となっております。

主な要因と致しましては、介護給付費繰入金 193 万 3,000 円の増額となっております。

また、13 ページの介護保険事業の財政の調整を行います 7 款 2 項 1 目、介護給付費準備基金繰入金につきましては、前年度と比較して 86 万 5,000 円の増額となっております。

8 款繰越金以降 10 款町債までは、前年度とほぼ同額となっております。

6 ページに戻っていただきまして、第 2 表債務負担行為を記載しております。

事項は、第 8 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委託となっております。

期間は令和 2 年度で、限度額は 308 万円となっております。

以上で、議案第 116 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 117 号の令和 2 年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算について、補足説明をさせていただきます。議案書は 115 ページになります。黄土色の予算書をご覧ください。

予算書 1 ページより説明させていただきます。

歳入歳出の予算総額は、それぞれ 1,874 万 7,000 円とするもので、4 ページおよび 5 ページの総括表のとおり、前年度と比較して総額で 73 万 1,000 円の増額となっております。前年度比で、約 4.1 パーセントの増額となっております。

まず、歳出から説明致します。7 ページの歳出事項別明細書をお開きください。

職員給料と会計年度任用職員の報酬や事務経費等を計上している項目である 1 目一般管理費は、合計額で 1,854 万 7,000 円を計上し、前年度と比較して 73 万 1,000 円の増額となっております。

ここで支出される地域包括支援センターの職員給与は 1,439 万 6,000 円を計上しています。

前年度と比較して、給与改定により 118 万 4,000 円の増額となり、1 目一般管理費の増額の主な要因となっております。

また、8 ページ、12 節委託料につきましては、介護予防支援計画の作成に係る委託料として、前年比で 42 万円を減額し、介護予防ケアプラン作成の委託料として 120 万円を計上しております。

6 ページに戻っていただきまして、歳入について説明させていただきます。

1 款サービス収入と致しまして、介護予防サービス計画費収入として 222 万 3,000 円を計上しております。前年度と比較して 58 万 7,000 円の増額となっております。

また、2 款 1 項 1 目、一般会計繰入金では 1,652 万 3,000 円を計上し、職員給料と事務費などの歳出に対する不足分を調整し、計上しております。

以上で、議案第 117 号の補足説明を終わります。

議案第 74 号から議案第 84 号と議案第 107 号、議案第 108 号、議案第 116 号と併せて、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは、議案第 67 号、黒潮町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明を致します。議案書は 22 ページ、条例案は 23 ページでございます。また、新旧対照表につきましては、参考資料の 9 ページでございます。併せてご参照をお願い致します。

今回の条例改正につきましては、地方自治法の一部を改正する法律により、地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直しに伴い、条ずれの整備をするものでございます。

参考資料 9 ページの新旧対照表により、ご説明をさせていただきます。

地方自治法の一部改正により、第 243 条の 2、普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責が新たに規定をされ、現在の第 243 条の 2 は、第 243 条の 2 の 2 に繰り下がりますので、第 6 条の傍線部分を改正するものでございます。

なお、現行法では、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合も個人の負担となる可能性がありましたが、改正法により賠償責任額を限定して、それ以上の額を免責する旨を定めることが可能となります。

以上で、議案第 67 号の補足説明を終わります。

次に、議案第 122 号、令和 2 年度黒潮町水道事業特別会計予算について、補足説明を致します。予算書のご用意をお願い致します。議案書は 120 ページでございます。

予算書の表紙の次に目次を付けていますので、お開きをください。

この中で、キャッシュ・フロー計算書、損益計算書、貸借対照表が主要財務 3 表になります。

次に、1 ページをお開きください。

ここには第 1 条に総則と致しまして、令和 2 年度黒潮町水道事業特別会計予算は次に定めるところによる、としています。

第 2 条には、業務の予定量を掲載しています。

令和 2 年度の給水栓数は、6,239 栓でございます。

年間給水量は 134 万 8,680 立方メートルで、1 日の平均給水量としては 3,695 立方メートルでございます。

次に、第 3 条予算の収益的収入および支出の予定額についてご説明を致します。

この予算は、ご家庭に水をお届けするための費用で、給水収益等により運営する予算でございます。

ここでは、収入支出の総額を 2 億 6,130 万 7,000 円にするものでございます。

内容につきましては、32 ページから 40 ページの事項別明細書に記載をしています。なお、事項別明細書につきましては、上水道事業費用分と簡易水道事業費用分に分けて掲載をしています。

まず、収入をご説明を致します。32 ページをお開きください。

営業収益の給水収益につきましては、水道使用料金 2 億 158 万、給水栓 6,239 栓分を計上しています。対前年比で 519 万 2,000 円の減額となっています。

なお、水道使用料金につきましては、令和元年度の実績見込額により算定をしています。

営業外収益の長期前受金戻入につきましては 5,276 万 1,000 円を計上しています。

続きまして、34 ページから 40 ページの支出についてご説明を致します。

34 ページをお開きください。

支出につきましては、例年どおり、営業費用においては水源池施設等の電気料や水質検査手数料、職員の人件費、および各種委託料や減価償却費等を計上しており、また営業外費用においては、企業債償還利息を計上をしています。

次に、第 4 条予算の資本的収入及び支出の予定額についてご説明を致します。

この予算は、水道施設を整備、改良するための費用で、将来の事業運営を行うための投資的予算でございます。

先に、支出からご説明をさせていただきます。最後のページになります、42 ページをお開きください。

建設改良費は 8,905 万 2,000 円を計上しており、対前年比で 2,924 万 7,000 円の減額となっています。この主な要因としましては、佐賀簡易水道生活基盤近代化事業の減額によるものでございます。

令和 2 年度の主な実施事業につきましては、令和元年度に引き続き、佐賀簡易水道の配水管を更新、耐震化する工事、および大方上水道基幹配水管と旧管との接続個所の布設工事でございます。

収入につきましては 41 ページに記載をしていますので、ご確認をお願い致します。

恐れ入りますが、2 ページにお戻りください。

第 4 条予算では、カッコ書きに記載していますように、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額

9,880万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金および当年度分消費税、および地方消費税資本的収支調整額で補てんを致します。

次に、17ページの水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書について、ご説明を致します。

当計算書は、公営企業法改正により義務付けられたもので、1年間の現金の動きを表したものでございます。

1の業務活動によるキャッシュ・フローは、通常の業務活動の実施に必要な資金の状態を表しています。18ページをお開きください。

2の投資活動によるキャッシュ・フローは、将来に向けた運営基盤の確立のために行う投資活動に係る資金の状態を表しています。

3の財務活動によるキャッシュ・フローは、増減資による資金の収入、支出および借り入れ、返済による収入、支出など、資金の調達および返済を表しています。

下段の資金期首残高の2億8,620万4,001円は、令和元年度予定貸借対照表、22ページの2行目の現金預金の額となります。

また、資金期末残高の2億3,483万1,993円は、令和2年度予定貸借対照表、26ページの2行目の現金預金の額となります。

19ページから20ページには、令和元年度および令和2年度の営業収益と営業費用を表しました予定損益計算書を記載をしていますのでご確認をお願い致します。

次に、25ページからの令和2年度予定貸借対照表についてご説明を致します。

固定資産および流動資産の合計は、26ページの7行目、32億5,109万4,666円となっています。

負債合計は、27ページの最後の行になります、25億6,132万5,945円となっています。

資本合計は、28ページの下から2行目になります、6億8,976万8,721円となっており、負債と資本の合計が32億5,109万4,666円となりまして、先ほどの資産合計と合致をしていますのでバランスが取れているということになります。

最後に、29ページには、重要な会計方針に係る事項に関する注記を記載をしています。これは、損益計算書および貸借対照表の作成に当たりまして、その財政状況および経営状況を正しく示すために採用しました、会計処理の原則および手続ならびに表示の方法を記載したものでございます。

以上で、議案第122号の補足説明を終わります。議案第67号と併せまして、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは私の方から、議案第91号から議案第94号、および議案第120号の5件について、補足説明をさせていただきます。

まず、議案第91号、黒潮町水産振興協議会設置条例の制定について、補足説明をさせていただきます。議案書は79ページをお開きください。

第1条では設置を規定しており、町の水産振興をどのように進めるのか、水産全般について調査および協議をするため協議会を置くものでございます。

第3条では組織を規定しており、委員15人以内をもって組織するとしております。

第4条では委員の任期を規定しております。

以上で、議案91号の補足説明を終わります。

次に、議案第92号、黒潮町漁業振興基金判定委員会設置条例の制定について、補足説明をさせていただきます。議案書は81ページをお開きください。

同じく、第1条では設置を規定しており、黒潮町漁業振興基金の処分について検討するため、黒潮町漁業振興基金判定委員会を設置することとしております。

第3条では組織を規定しており、委員10人以内をもって組織することとしております。

第4条では委員の任期を規定しております。

以上で、議案92号の補足説明を終わります。

次に、議案第93号、黒潮町水産業経営資金審査委員会設置条例の制定について、補足説明をさせていただきます。議案書は83ページをお開きください。

この黒潮町水産業経営資金につきましては、町における水産業資金の融資を促進し、町内漁業者の育成および振興に資するための資金であり、この融資に際して審査委員会を設置するものでございます。

第1条では設置を規定しており、黒潮町水産業経営資金の融資に関し審査、審議するものとしております。

第3条では組織を規定しており、委員10人以内をもって組織することとしております。

第4条では委員の任期を規定しております。

以上で、議案93号の補足説明を終わります。

次に、議案第94号、黒潮町中小企業者等経営支援会議設置条例の制定について、補足説明をさせていただきます。議案書は85ページをお開きください。

第1条では設置を規定しており、町の産業振興の推進および町内の中小企業者等への経営支援を効率的かつ効果的に機能させるために設置するものであります。

第3条では組織を規定しており、支援会議の委員は15人以内をもって組織することとしております。

第4条では委員の任期を規定しております。

以上で、第94号の補足説明を終わります。

最後になりますが、議案第120号、令和2年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計予算についての補足説明をさせていただきます。議案書は118ページになります。また、表紙がグレーの予算書をお願いします。

ここでは予算書で補足説明を致します。

予算の概要は、現在の加入者数は15世帯、28人となっております。

使用水量は年間3,300トンを予定しております。

予算書の1ページをお開きください。

本予算は第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ535万5,000円と定めております。

それでは、詳細について説明させていただきます。恐れ入りますが、8ページの事項別明細書の歳出をお開きください。

歳出1款事業費ですが、維持管理経費として188万5,000を計上しております。これは令和元年度予算の決算見込み額で計上しております。

次に、2款公債費、1項の公債費でございますが327万円を計上しております。

次に、歳入でございます。6ページにお戻りください。

1 款分担金及び負担金、1 項 1 目の集落排水事業の分担金ですが、前年度同様に枠取り予算として 1,000 円を計上しております。

次に、2 款使用料及び手数料、1 項 1 目の集落排水施設使用料につきましては、72 万円を令和元年度の決算見込みとして計上しております。

次に、3 款繰入金、1 項 1 目の一般会計繰入金につきましては 461 万 8,000 円を計上しております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは、私からは地域住民課提案の 7 つの議案についての補足説明をさせていただきます。

まず最初に、議案第 66 号、黒潮町立佐賀交流センターみらいの設置及び管理に関する条例の制定についての補足説明をさせていただきます。議案書の 18 ページをご覧ください。

本条例は、佐賀保育所の伊与喜地区への移転に伴い、使われなくなっていた下分地区にある旧佐賀保育所の建物の有効活用を図るため、新たにあったかふれあいセンターや図書館などが入る複合施設として再活用するための条例でございます。

条例には、第 2 条で施設の位置や名称、第 4 条で開館時間などを明記しており、第 3 条で管理を指定管理者に行わせることができる旨を明記しております。

現時点では、あったかふれあいセンターや町立佐賀図書館、放課後子ども教室、大学等のサテライト、下分地区の集会所等に使用される予定になっており、令和 2 年 4 月 1 日からの稼働を予定してございます。子どもからお年寄りまで世代を超えた方に利用していただき、ここでの交流が未来につながることを期待致しまして、その名称を佐賀交流センターみらいと致しました。

なお、現時点では稼働日を 4 月 1 日からとはしておりますが、新型コロナウイルスの対策の状況を見ながら慎重に判断したいと考えています。

次に、議案第 89 号、黒潮町男女共同参画計画策定委員会設置条例の設置についてと、議案第 90 号、黒潮町自立支援対策事業基金審議委員会設置条例の設置についての 2 議案について、補足説明をさせていただきます。議案書の 74 ページ、75 ページをご覧ください。

まず、議案第 89 号、黒潮町男女共同参画計画策定委員会設置条例の設置につきましては、他の議案と同様に、執行機関の附属機関である各種委員会につきまして、地方自治法第 138 条の 4 第 3 号の規定に基づき、地方自治法の定める附属機関であるかどうかの確認作業を行った結果、附属機関として認められる委員会として、今回、条例整備を行うものでございます。

設置の目的と致しましては、男女共同参画計画の策定や改定を行う際の内容を検討、協議するための委員会です。

委員の定員につきましては 12 名以内としておりまして、町民や各種団体の方、また、男女共同参画に関し知識や識見を有する方と、町職員で構成しております。

引き続き、議案第 90 号、黒潮町自立支援対策事業基金審議委員会設置条例の設置について、補足説明を致します。議案書の 76 ページ、77 ページをご覧ください。

本件につきましても、前議案と同様に、地方自治法の規定に基づき、執行機関の附属機関であると認められるものとして条例の整備を行うものでございます。

設置の目的としましては、黒潮町自立支援対策事業基金の適正な運営を図るため、その内容等を審議するた



め委員会でございます。

委員の定員は4名以内としておりまして、横浜地区区長、横浜地区漁業従事者代表、横浜地区民生委員、町担当課長で構成しております。

以上で、議案第89号と90号の補足説明を終わります。

次に、議案106号、令和元年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算について、補足説明をさせていただきます。議案書の104ページと、後ろに添付しております薄いピンク色の表紙の同特別会計の予算書をご覧ください。

当予算につきましては、歳入歳出それぞれ2,924万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,513万5,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、歳出の減額に伴う一般会計からの繰入金の3,049万1,000円の減額です。

歳出の主なものにつきましては、当初予算に常勤医師の給与を計上しておりましたが雇用できなかったことによる医師分と、診療所職員2名の給与、職員手当、共済費等の2,764万6,000円の減額、および、その他の経費は実績見込みによる減額となっています。

議案第106号の補足説明は以上でございます。

次に、議案111号、黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についての補足説明をさせていただきます。議案書109ページと、後ろに添付しております黄土色の表紙の予算書をご覧ください。

当予算につきましては、昭和50年代を中心に過去に行った同和対策事業により、住宅の立ち退きにあった方が新たに自分の住宅を建てる際、その土地の購入や建物の建築資金の貸し付けを行ったものでありまして、現在は貸付金の回収のみで、新たな貸付金はございません。

歳入歳出とも同額の285万6,000円を計上しております。昨年度の予算からは14万9,000円、率にして5パーセントの減額になっていますが、これは償還の完済により償還額が少なくなったものによるものでございます。

歳入の主なものは、県補助金の18万3,000円と貸付金収入の267万1,000円です。

歳出の主なものは、貸付金回収に係る事務費40万9,000円と一般会計への繰入金181万円、および、償還金の元金と利息に係る公債費となっています。

以上で、議案第111号の補足説明を終わります。

次に、議案115号、黒潮町国民健康保険直診特別会計予算についての補足説明をさせていただきます。議案書の113ページと、後ろに添付しております薄いピンク色の表紙の予算書をご覧ください。

当予算につきましては、直営の拳ノ川診療所の運営に関する予算でありまして、歳入歳出とも同額の8,640万8,000円を計上しております。前年度に比べ202万7,000円、率にして2.4パーセントの増額となっております。

歳入の主なものは、診療収入が2,208万5,000円、一般会計からの繰入金が6,057万7,000円などです。

歳出の主なものは、高知医療センターから派遣していただいている医師の代診委託料を含む一般管理費が6,600万6,000円、令和2年度では心電図を購入致しますが、その医療機器の購入や医薬品等の購入に係る医療費が1,774万8,000円となっております。

以上で、議案第115号の補足説明を終わります。

最後に、議案第123号、黒潮町立大方児童館に係る指定管理者の指定について、補足説明をさせていただきます。議案書の121ページをご覧ください。

本件につきましては、入野、万行地区にある黒潮町立大方児童館の管理運営を、地方自治法第244条の2第

3 項、および黒潮町立児童館設置及び管理に関する条例第 7 条の規定に基づき、その管理運営を本年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 5 年間、特定非営利活動法人 NP0 童夢に委託させるものでございます。

本年 1 月 6 日から 30 日までの 25 日間、町のホームページや広報誌、また、区長回覧等で公募を行いました。その結果、申請をしてきた団体は、本議案に提出している NP0 童夢の 1 団体だけでございました。

これを受けまして、去る 2 月 19 日に町指定管理者選定委員会を開催し、審議した結果、指定管理者として NP0 童夢を適当する決定がされましたので、本議会に提案させていただくものでございます。

NP0 童夢は、現在も大方町民館の指定管理を受けて活動を行っておりまして、過去の実績等も踏まえ、その業務を適切に行える団体であると考えますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上で、地域住民課関連の議案に対する補足説明を終わります。

議長（小松孝年君）

この際、13 時 30 分まで休憩致します。

休 憩 12 時 15 分

再 開 13 時 30 分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

提案理由の説明を続けます。

教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは、議案第 68 号から 70 号、そして議案第 95 号から 101 号、および 103 号ならびに 112 号を、一括して補足説明をさせていただきます。

まず、議案第 68 号でございます。黒潮町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。議案書は 23 ページでございます。

当該条例の改正理由は、先に議案第 66 号で説明がありました黒潮町立佐賀交流センターみらいの開設に伴い、現在、黒潮町総合センター内に設置している黒潮町立佐賀図書館を佐賀交流センターみらい内に移設するために、条例の一部を改正するものです。

その移設に伴いまして、第 2 条中の位置の欄を黒潮町佐賀 1080 番地 1 から、黒潮町佐賀 920 番地に変更するものです。

以上、議案第 68 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 69 号、黒潮町少年補導育成センター設置条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。議案書は 26 ページでございます。

当該条例の改正理由は、条例の設置目的にもあります青少年に対する補導活動ならびに子ども会等の育成指導を総合的かつ効率的に行い、もって青少年の健全な育成を図ることをさらに進め、子どもたちの個々の実態に寄り添った取り組みを行う機関とするために、その名称を黒潮町こどもサポートセンターに変更し、事務所も黒潮町保健福祉センター内から浜松教育集会所に移設し、充実を図るものです。

そのため、条例の一部を改正するものです。

まず、条例の題名を黒潮町こどもサポートセンター設置条例に変更致します。

次に、1 条中の黒潮町少年補導育成センターを黒潮町こどもサポートセンターに変更し、2 条第 1 項も同様に名称の変更を致します。

また、移設に伴い 2 条の第 2 号の位置の欄を、黒潮町入野 2017 番地 1 から黒潮町入野 841 番地 5 に変更す

るものです。

以上、議案第 69 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 70 号黒潮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。議案書は 26 ページでございます。参考資料は新旧対照表の 12 ページでございます。

この条例の主な改正理由は、令和元年 10 月 1 日から、幼児教育、保育の無償化実施に当たり、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴いまして、所要の規定の整備を行うものです。

このたびの法改正によりまして、子どものための教育、保育給付の対象施設である認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業が無償化の対象となりまして、国の基準にも、無償化に係る給付について規定がされました。

そして、当該給付に係る基準が同様の規定となったことに伴いまして、新たに規定されることとなった、子育てのための施設等利用給付に係る用語との区別をするために、支給認定、支給認定保護者などの用語を、教育・保育給付認定、教育・保育給付認定保護者などに整理するための条例の一部を改正するものでございます。

条例の改正について新旧対照表で説明を致しますので、参考資料の 12 ページをお開きください。

それでは、順次説明をさせていただきますが、改正個所のほとんどが先ほど申しました用語の改正のことでございますので、それ以外の主な個所だけ説明をさせていただきます。

まず、資料 12 ページ、第 2 条の用語の定義に、無償化の対象となる子どもと対象外の子どもの定義を 12 号から 16 号に加え、そのことにより、以下 17 号から号ずれによる改正を行うものです。

次に、資料の 17 ページおよび 18 ページをご覧ください。

第 14 条の利用者負担額などの受領の条文から特別利用保育及び特別利用教育に関する条文を削除していますが、これはこの特別利用保育と、それから特別利用教育共に満 3 歳以上の子どもが対象になりますので、3 歳以上無償化に改正されたことによりましてこの文言は不要となりますので削除するものでございます。

少し飛びますが、次に、資料 27 ページをご覧ください。

27 ページでございますが、第 37 条、特別利用教育の基準の第 3 項でございます。これは、幼稚園に通う子どもの給食費用に関する改正です。保育所などを利用する子どもの保護者から支払いを受けることができる食事の提供に要する費用についてですが、3 歳以上の保育所を利用する子どもたちはこれまで、主食の提供に要する費用のみを支払う必要がありましたが、このたびの法改正によりまして、副食の提供に要する費用も支払うこととされました。そのため、町内には幼稚園がありませんが、近隣市町村の幼稚園に通う子どもの保護者から給食費を支払っていただくために改正するものでございます。

次に、31 ページをご覧ください。

第 43 条の特定教育・保育施設等との連携に第 2 項が加えられておりますが、これは代替保育の提供について、連携施設の確保が著しく困難な場合などは、小規模保育事業者などの国の基準に定める事業者を連携協力を行う施設として確保することで連携施設の確保に代えることができるとした、緩和措置が講じられることが可能となったことによる改正でございます。

次に、34 ページをお願い致します。

34 ページは第 44 条でございますが、特定地域型保育事業者の運営に関する基準の利用者負担額などの受領でございますが、満 3 歳以上の子どもが無償化になったことによりまして、特定利用地域型保育などの一部条文を削除するものでございます。

次に、資料 37 ページをご覧ください。

第 51 条は、特定地域型保育事業者などに準用させるために、前段の条文を引用し読み替える改正です。続く、52 条第 3 項、そして 53 条第 3 項も同じでございます。

それから、次に資料 42 ページをご覧ください。

附則第 3 条でございますが、この削除につきましては、子ども・子育て支援法の改正によりまして満 3 歳以上の無償化が実施されたため、それに係る経過措置が必要でなかったため削除するものでございます。

以上で、議案第 70 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 95 号の方にまいります。

議案第 95 号でございますが、黒潮町教科用図書調査委員会設置条例の制定について、補足説明をさせていただきます。議案書は 86 ページでございます。

当該条例の改正理由は、地方自治法に基づきまして執行機関の附属機関に関する条例の制定の提案になります。

この条例の制定につきましては、黒潮町内の小学校と中学校で使用する教科書の選定に際し、調査研究を行い、報告するために設置するものでございます。

委員は、小学校と中学校から教科ごとに調査員を委嘱しますので、それと併せて保護者の代表者も委嘱します。合計 40 人以内となっております。

これまで黒潮町教科用図書調査委員会規則により実施しておりましたが、このたび条例を制定し設置するものでございます。

以上で、議案第 95 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 96 号でございます。黒潮町教育委員会外部評価委員設置条例の制定について、補足説明をさせていただきます。議案書は 88 ページでございます。

この条例の改正理由は、先ほどの執行機関の附属機関に関する条例の制定と同様の提案になります。

この条例の制定につきましては、教育委員会が実施する教育に関する事務の管理および執行の状況の点検ならびに評価を行うため、外部評価委員を設置するものでございます。

委員は、教育に関し識見を有する方から 2 人委嘱し、審議していただきます。

これまで黒潮町教育委員会外部評価委員設置要綱によりまして実施しておりましたが、条例を制定し設置するものでございます。

以上で、議案第 96 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 97 号をお願い致します。

議案第 97 号は、黒潮町放課後子ども教室運営委員会設置条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

当該条例の改正理由につきましては、これも同様に、執行機関の附属機関に関する条例の制定の提案になります。

この条例の制定につきましては、放課後子ども教室推進事業の評価および検討を行うため、運営委員会の設置をするものでございます。

委員は、放課後子ども教室の受託団体に所属する方、それから町内の小中学校長など、10 人以内で委嘱を致します。

これまで黒潮町放課後子ども教室運営委員会設置要綱によりまして実施をしておりましたが、条例を制定し設置をするものでございます。

以上で、議案第 97 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 98 号に説明を致します。黒潮町子ども読書活動推進委員会設置条例の制定についてでございます。

この条例の改正につきましても、執行機関の附属機関に関する条例の制定の提案になります。

この条例の制定につきましては、黒潮町子ども読書活動推進計画について審議をするために、委員会を設置するものでございます。

委員は、PTA 関係者、ボランティア関係者、保育所関係者など、10 人以内を委嘱して行います。

この条例につきましても、これまで黒潮町子ども読書活動推進委員会設置要綱により実施をしておりましたが、条例を制定し設置するものでございます。

以上、議案第 98 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 99 号をお願い致します。黒潮町上林暁文学館協議会設置条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

当該条例の改正理由につきましても、執行機関の附属機関に関する条例の制定の提案になります。

この条例の制定につきましては、上林暁文学館の管理運営に関する業務を円滑に運営するために、協議会を設置するものでございます。

委員は、社会教育委員と学識経験者から 10 人以内委嘱を致します。

これまでも黒潮町上林暁文学館協議会規則により実施してまいりましたが、条例を制定し設置をするものでございます。

以上、議案第 99 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 100 号をお願い致します。黒潮町教育支援委員会設置条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

当該条例の改正理由につきましても、執行機関の附属機関に関する条例の制定の提案になります。

この条例の制定につきましては、特別な教育的支援の必要な児童および生徒に対し適切な教育支援を行うため、支援委員会を設置するものでございます。

委員は、町内小中学校長、保育所長、教育相談員、それから教育委員会事務局など、25 人以内で委嘱し実施します。

この条例につきましても、これまで黒潮町障がい児の就学指導に関する規則によりまして実施をしてまいりましたが、条例を制定し設置するものでございます。

以上で、議案第 100 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 101 号、黒潮町教育研究所運営委員会設置条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

当該条例の改正理由につきましても、執行機関の附属機関に関する条例の制定の提案になります。

この条例の制定につきましては、教育研究所の適切な運営を図るため、運営委員会を設置するものでございます。

委員は、教育に識見を有する人のうちから 8 人以内を委嘱致します。

これにつきましても、これまで黒潮町教育研究所設置条例施行規則により実施してまいりましたが、条例を制定し設置をするものでございます。

以上、議案第 101 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 103 号の補足説明を致します。議案書は 101 ページでございます。予算書は水色の表紙

のものとなります。

令和元年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算書でございます。

今回の補正は、歳入歳出の予算の総額は3,263万8,000円で変わりません。

補正の内容につきましてご説明をさせていただきます。予算書の6ページ、歳入歳出事項別明細書の歳出の欄をご覧ください。

1款1項1目、21節貸付金を276万円減額し、そして2款1項1目、25節積立金を276万円増額を致しました。

貸付金の減額の理由につきましては、当初1,444万5,000円の貸し付けを見込んでおりましたが、貸与希望者が少なく1,168万5,000円の支出予定であることから、本年度宮川奨学資金積立金として276万円を支出するものでございます。

以上、議案第103号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第112号をお願い致します。議案書は110ページでございます。予算書も同じ、水色のものとなります。

それでは、令和2年度黒潮町宮川奨学資金特別会計予算について、補足説明を致します。

予算書の1ページをお開きください。

今回の予算は、歳入歳出とも総額2,004万2,000円とします。

続いて、事項別明細書に基づきご説明を致します。予算書は8ページの歳出の欄をご覧ください。

1款1項1目、20節奨学金の貸付金は総額で1,428万円を見込んでいます。

この内訳は、継続貸付者のうち高等学校通学者が5件、120万円、大学通学者が18件、648万円、令和2年度から新規に貸し付ける方のうち、高等学校通学者を5件、120万円、そして短期大学および大学通学者を15件、540万円。合計43件、1,428万円を見込んでいます。

続きまして、歳入についてご説明を致します。予算書は6ページをお開きください。

3款1項1目、1節貸付金戻入現年分は1,918万円、そして滞納繰越分を80万円と見込み、合計で1,998万円を見込んでおります。

令和2年度は、貸付額に対して貸付金戻入額が上回る見込みですので、571万7,000円の基金の積み立てを予定しております。

以上で、議案第112号の補足説明を終わります。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それでは、議案第88号、黒潮町空家等対策協議会設置条例について、補足説明をさせていただきます。議案書は72ページ、73ページをご覧ください。

本条例の制定につきましても、執行機関の附属機関に関する条例の提案になります。

目的と致しましては、条例第2条の所掌事務のとおり、空家等対策計画の策定、および変更、計画の実施に関することなどを協議するため設置するものです。

また、第3条では組織について規定しており、協議会の委員および定数につきましては、町民、町議会議員、学識経験者、関係行政機関の職員など、10人以内をもって組織することとしております。

以上で、議案第88号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは議案第 121 号、令和 2 年度黒潮町情報センター事業特別会計予算について、補足説明をさせていただきます。議案書は 119 ページとなります。予算書の方は、若草色の予算書となります。

それでは、予算書の 1 ページをお開きください。

この予算は、黒潮町情報センターの設置および管理運営に関するものでございまして、歳入歳出それぞれ 2 億 8,923 万 7,000 円とするものでございます。

これは、対前年度比と致しまして、金額にして 1,488 万円、5.4 パーセントの増額の予算となっております。

それでは、詳細につきまして歳入歳出事項別明細書で説明を致します。

まず、歳出から説明をさせていただきます。8 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目、一般管理費で 11 万 6,000 円の増額となっていますのは、旅費、需用費、使用料および賃借料の増額が主な原因でございます。

1 節報酬では、3 名の会計年度職員報酬を計上しております。

8 節旅費で、会計年度職員の費用弁償を増額しております。

10 節需用費については、電気料の増額となります。

13 節使用料及び賃借料につきましては、機械類の利用料が増額となっております。

10 節需用費の電気料 415 万 4,000 円、11 節役務費の情報通信基盤施設の保険料 89 万 3,000 円等が大きなものとなっております。

続きまして、1 款 1 項 2 目、財産管理費で 58 万円の増額となっていますのは、光ネットワーク運用保守委託料を増額したためでございます。

11 節役務費では、伝送路の保守料 2,414 万円 8,000 円が主なものでございまして、内訳は、光ネットワーク保守 2,400 万円、電気保安管理 14 万円 8,000 円となっております。

12 節委託料では、光ネットワーク運用の基本的な保守委託料 2,671 万 9,000 円が主なものでございまして、その内容は通信設備運用費、放送設備運用費および線路監視費等となっております。

13 節使用料及び賃借料は、四国電力及び NTT 等の電柱共架料および土地使用料でございます。

2 款 1 項 1 目、放送サービス提供事業が 218 万 9,000 円の増額となっていますのは、12 節委託料のうち放送サービス委託料の増額と、17 節備品購入費について財産管理費から移行したものでございます。

10 ページ、2 款 1 項 2 目、通信サービス提供事業では 1,777 万 9,000 円の増額でございます。これは、中継回線の増速化に伴う情報通信経費に対する 11 節役務費と 12 節委託料の増額によるものでございます。

13 節使用料及び賃借料の内容は、番組配信回線利用料でございます。

3 款 1 項、公債費は 578 万 4,000 円の減額となっております。これは情報基盤整備事業の償還金の減額によるものでございます。

1 目の元金では 471 万円の減、2 目の利子では 107 万 4,000 円の減額となっております。

4 款 1 項 1 目の予備費につきましては、令和元年度と同額の 100 万円となっております。

次に、歳入について説明を致します。お戻りいただき 6 ページをご覧ください。

1 款 1 項 1 目、サービス使用料は 783 万円の増となっております。これは、予算見積に当たって前年度 10 月の加入者数を基にしておりまして、テレビ放送加入者が令和元年度で予算見積時より 60 件増の 2,373 件、インターネット加入者が令和元年度より 120 件増の 1,549 件となったことが主な要因でございます。

1 款 2 項 1 目、サービス加入金は 3 万 1,000 円の減額となっております。

2 款 1 項 1 目、一般会計繰入金は 816 万 7,000 円増額の 1 億 6,582 万円となっております。これは、中継回線の増速に伴う情報通信経費の増額が主な原因となっております。

2 款 2 項 1 目、財政支援事業基金繰入金は最終年度の繰り入れで 28 万 1,000 円の増額となっております。

3 款 1 項 1 目、雑入につきましては 136 万 7,000 円の減額となっております。これは、国や県、町が実施する道路工事などで行う自営柱やケーブル等の移転の補償費等が減額になったためでございます。

4 款 1 項 1 目、繰越金につきましては昨年と同額となっております。

以上、議案 121 号の補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

それでは、議案第 64 号、議案第 72 号、議案第 73 号につきまして、補足説明をさせていただきます。

それではまず、議案第 64 号の黒潮町振興計画審議会条例を廃止する条例についての補足説明をさせていただきます。議案書は 14 ページ、条例は 15 ページをご覧ください。

当町では、計画期間を終え法的な策定義務が廃止となりました総合振興計画に代わり、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定したところでございますが、今回の条例の廃止につきましてはその総合振興計画の策定義務の廃止に伴い、付属機関である黒潮町振興計画審議会の設置に関する条例を廃止するものでございます。

以上で、議案第 64 号の補足説明を終わります。

次に、議案第 72 号の黒潮町まち・ひと・しごと創生総合戦略委員会設置条例、議案第 73 号の黒潮町ふるさと創生（人材育成）事業選考委員会設置条例についての補足説明をさせていただきます。

この議案第 72 号、議案第 73 号につきましては、執行機関の付属機関に関する条例の整備を行うものでございます。

それでは、議案第 72 号の黒潮町まち・ひと・しごと創生総合戦略委員会設置条例についての補足説明をさせていただきます。議案書は 38 ページ、条例は 39 ページをご覧ください。

第 1 条では設置を規定しておりまして、黒潮町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し推進することを目的とし、黒潮町まち・ひと・しごと創生総合戦略委員会を置くものでございます。

第 2 条では所掌（しよしょう）事務について規定をしておりまして、委員会は町長の諮問に応じ、黒潮町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定および推進に関すること、および実施施策および事業効果の検証に関することと規定をしております。

第 3 条では組織について規定しており、委員会は委員 32 人以内をもって組織するもので、委員は同条第 2 項の者のうちから町長が委嘱し、または任命する者としております。

以上で、議案第 72 号の補足説明を終わります。

次に、議案第 73 号の黒潮町ふるさと創生（人材育成）事業選考委員会設置条例について、補足説明をさせていただきます。議案書は 40 ページ、条例は 41 ページをご覧ください。

第 1 条では設置を規定しておりまして、黒潮町ふるさと創生（人材育成）事業に係る研修者を選考することを目的とし、黒潮町ふるさと創生（人材育成）事業選考委員会を置くものでございます。

第 2 条では所掌（しよしょう）事務について規定しており、委員会は町長の諮問に応じ、黒潮町ふるさと創生（人材育成）事業に係る研修者の選考審査をすることとしております。

第 3 条では組織について規定しており、委員会は委員 8 人以内をもって組織するもので、委員は同条第 2 項



の者のうちから町長が委嘱し、または任命する者としております。

以上で、議案第 73 号の補足説明を終わります。

議案第 64 号、議案第 72 号、議案第 73 号につきまして、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

農業振興課長。

農業振興課長（宮地丈夫君）

それでは、議案第 85 号から議案第 87 号、および議案第 119 号について、補足説明をさせていただきます。

議案第 85 号、議案第 86 号、議案第 87 号につきましては、執行機関の附属機関に関する条例の整備を行うものでございます。

それでは、まず議案第 85 号の黒潮町施設レモン産地化支援事業事業者選定委員会設置条例について、補足説明をさせていただきます。議案書の 66 ページ、67 ページをご覧ください。

第 1 条では設置を規定しており、施設レモン栽培に活用する補助事業についての妥当性を審査し、活用の可否を選定することを目的とし、黒潮町施設レモン産地化支援事業事業者選定委員会を置くものです。

第 2 条では、所掌(しよしょう)事務について規定しており、委員会は町長の諮問に応じ、施設レモン栽培に関する補助事業およびその他町長が必要と認める事項を審査し審議することとしております。

第 3 条では、組織について規定しており、委員会は委員 6 人以内をもって組織とするもので、委員は、同条第 2 項の者のうちから町長が委嘱し、または任命するものと規定をしております。

以上で、議案第 85 号の補足説明を終わります。

次に、議案第 86 号の黒潮町人・農地プラン検討会設置条例について、補足説明をさせていただきます。議案書の 68 ページ、69 ページをご覧ください。

第 1 条では、設置を規定しており、人・農地プランの具体的な進め方についてに基づき、地域での中心となる経営体の確保や農地の集積、経営体とそれ以外の農業者を含めた地域農業の在り方等を記載した人・農地プランについて検討することを目的とし、黒潮町人・農地プラン検討会を置くものです。

第 2 条では、所掌(しよしょう)事務について規定しており、検討会は町長の諮問に応じ、人・農地プランに関する事項およびその他町長が必要と認める事項を審議することとしております。

第 3 条では、組織について規定しており、検討会は委員 11 人以内をもって組織とするもので、委員は同条第 2 項のうちから町長が委嘱し、または任命するものと規定をしております。

以上で、議案第 86 号の補足説明を終わります。

次に、議案第 87 号の黒潮町中山間地域等直接支払交付金制度基準検討会設置条例について、補足説明をさせていただきます。議案書の 70 ページ、71 ページをご覧ください。

第 1 条では、設置を規定しており、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づき、黒潮町における農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画の策定等について検討することを目的とし、黒潮町中山間地域等直接支払交付金制度基準検討会を置くものです。

第 2 条では、所掌(しよしょう)事務について規定しており、基準検討会は町長の諮問に応じ、促進計画について審議することとしております。

第 3 条では、組織について規定しており、基準検討会は委員 10 人以内をもって組織とするもので、委員は同条第 2 項の者のうちから町長が委嘱し、または任命するものと規定をしています。

以上で、議案第 87 号の補足説明を終わります。

最後に、議案第 119 号、令和 2 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計予算について、補足説明をさせていた

だきます。議案書の方は 117 ページです。また、予算書につきましては緑色の予算書を見ていただき、1 ページをお開きください。

本予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4,220 万 9,000 円とするものです。対前年度比は金額にして 451 万 3,000 円の増額、率にして 12 パーセントの増となっております。

増額の主な要因は、農業集落排水維持費の委託料を増額したためです。

それでは、詳細について説明させていただきます。

主に、前年度と変更になっている部分について説明を致します。9 ページの事項別明細書の歳出をお開きください。

まず、歳出 1 款農業集落排水費、1 項 1 目、農業集落排水総務費ですが、前年度との比較では 1 万 1,000 円の増額となっております。

内容は、8 節の旅費が 1 万 1,000 円増額して、5 万 4,000 円となっております。

次に、2 項 1 目の農業集落排水維持費ですが、450 万 3,000 円の増額となっております。

その要因としましては、10 ページの 12 節の委託料が 450 万円増額して 999 万 1,000 円となっています。

この増額は、機能強化計画書の作成委託を行うもので、国の補助事業の農山漁村地域整備交付金を活用し、施設内の機器類の劣化状況を調査し、緊急度の高いものから更新および修繕をすることで長寿命化を図る計画となっています。令和 2 年度に計画書を作成し、令和 3 年度から令和 5 年度において機能強化工事を実施する計画です。

次に、2 款 1 項、公債費は起債償還計画に基づいた年度別の公債費の元金と利息の合計で 2,774 万 2,000 円を計上しております。

これに対する歳入ですが、6 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目の農業集落排水事業費補助金ですが、この補助金については、歳出の機能強化計画書作成委託に係る国からの補助金 215 万円を見込んで計上しています。

次に、3 款 1 項 1 目の農業集落排水使用料については、令和元年度の実績を見込んで 625 万 2,000 円を計上しました。前年度比では 8 万 5,000 円の減となっております。

次に、7 ページの 4 款 1 項 1 目の一般会計繰入金ですが、3,358 万 1,000 円で、前年度より 245 万円の増となっております。

以上で、議案第 119 号の補足説明を終わります。

議案第 85 号議案から議案第 87 号、および議案第 119 号につきまして、ご審議のほどよろしくお願いを致します。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（尾崎憲二君）

それでは、議案第 65 号、第 105 号、第 109 号、第 114 号、第 118 号の 5 議案を一括して、補足説明をさせていただきます。

それでは議案第 65 号、黒潮町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。議案書は 16 ページ、17 ページになります。

改正理由は、制定の根拠となっている引用する法律の題名の改称が、令和元年 12 月 16 日付で施行されたことに伴うものです。

それでは、条文について参考資料の新旧対照表でご説明を致します。参考資料の 8 ページをご覧ください。

アンダーラインの個所が改正部分になります。第6条第2項目、書面整理の改正についてです。

引用する法律の題名が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に改称され、併せて、同法律の条項のずれに伴い、適用する条項を改正するものです。

議案書の附則では、施行日を公布の日からとしています。

以上で、議案第65号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第105号、令和元年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について、補足説明をさせていただきます。議案書は103ページをお願いします。また、黄色の表紙の予算書をお願いします。

予算書の1ページをお開きください。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ269万6,000円を追加し、歳入歳出総額を19億1,773万2,000円とするものです。

それでは詳細につきまして、歳入歳出事項別明細書で説明を致します。10ページの歳出をお開きください。

1款1項1目、一般管理費376万7,000円の減額は、職員の育児休暇に伴い人件費を減額するものです。

3款国民健康保険事業費納付金の1項から3項については、県からの保険基盤安定負担金相当額578万6,000円を一般会計から繰り入れることにより、財源の組み換えを行うものです。

6款1項1目、財政調整基金積立金521万8,000円の増額は、3款国民健康保険事業費納付金を一般会計から繰り入れたことによる財源の組み換えにより、余剰となった財源を積み立てるものです。

8款2項1目、直営診療施設勘定繰出金124万5,000円の総額は、へき地直営診療所に係る特別調整交付金を国民健康保険直診会計へ繰り出すものです。

8ページにお戻りいただき、歳入をお開きください。

1款1項2目、退職被保険者等国民健康保険税113万1,000円の減額は、退職被保険者の減少に伴う収納見込額の減少により減額するものです。

3款1項1目、保険給付費等交付金124万5,000円の増額は、へき地直営診療所に係る特別調整交付金が確定されたことにより増額をするものです。

5款1項1目、一般会計繰入金258万2,000円の増額は、県からの保険基盤安定負担金が確定されたことにより増額をするものです。

以上で、議案第105号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第109号、令和元年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算について、補足説明をさせていただきます。議案書は107ページをお願いします。また、水色の表紙の予算書をお願いします。

予算書の1ページをお開きください。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ728万4,000円を追加し、歳入歳出総額を2億1,740万6,000円とするものです。

それでは詳細につきまして、歳入歳出事項別明細書で説明を致します。6ページの歳入をお開きください。

1款後期高齢者医療保険料746万3,000円の増額は、特別徴収および普通徴収共に、保険料収納見込額が増額となったことによるものです。

3款1項2目、保険基盤安定繰入金112万5,000円の減額は、県からの保険基盤安定負担金が確定したことによるものです。

4款1項1目、繰越金94万6,000円の増額は、平成30年度決算に伴い繰越金が確定したことによるものです。

7ページの歳出に移りまして、2款1項1目、後期高齢者医療広域連合納付金728万4,000円の増額は、歳

入の増加に伴い納付金が増額となるものです。

以上で、議案第 109 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 114 号、令和 2 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計当初予算について、補足説明をさせていただきます。議案書は 112 ページをお願いします。また、予算書は表紙が黄色の予算書をお願いします。

予算書の 1 ページをお開きください。

第 1 条で、歳入歳出の予算総額をそれぞれ 18 億 1,623 万 9,000 円と定めるもので、前年度比では、金額にして 6,863 万 4,000 円、率にして 3.6 パーセントの減となっています。

それでは詳細につきまして、歳入歳出事項別明細書でご説明を致します。15 ページの歳出をお開きください。

1 款総務費は 4,987 万 5,000 円で、前年度比 195 万 2,000 円の増額となっています。

1 項 1 目、一般管理費 4,734 万 1,000 円は、前年度比 200 万の増額となっています。

なお、1 節から 11 節までは、担当職員に係る人件費および事務経費です。

16 ページをお開きください。

12 節委託料は、主に国保連合会へレセプト点検および資格給付管理業務を委託するもので、オンライン資格確認に伴うシステム改修費 353 万 6,000 円など、843 万 6,000 円を計上しています。

17 ページ下段の 2 款保険給付費は 12 億 9,608 万 5,000 円を計上し、前年度比 6,342 万 9,000 円の減額をしています。

そのうち、1 項療養諸費は 11 億 1,018 万円を計上していますが、1 目一般被保険者療養給付費から、1 枚めくっていただき 18 ページの 4 目退職被保険者等療養費は、被保険者の減少および医療費が減少傾向にあるため、それぞれ減額をしています。

5 目審査支払手数料 345 万 8,000 円は、5 万 1,600 件の審査件数を見込んでいます。

2 項高額療養費は 1 億 8,070 万 1,000 円を計上していますが、被保険者の減少および医療費が減少傾向にあるため、前年度比 1,000 万 9,000 円の減額としています。

19 ページ下段の 3 款国民健康保険事業費納付金 4 億 3,706 万 2,000 円は高知県への納付金で、対前年度比 1,051 万 4,000 円の減額となっています。

1 項医療給付費分 3 億 1,304 万 9,000 円は、前期高齢者交付金の増額の影響が大きく、前年度比 1,312 万 5,000 円の減額となっています。

1 枚めくっていただき、20 ページをお開きください。

2 項後期高齢者支援金等分 9,217 万 9,000 円、および 3 項介護納付金分 3,183 万 4,000 円は、平成 30 年度に取り崩した財政安定化基金の補てん分もあり、それぞれ増額となっています。

21 ページをご覧ください。

5 款保険事業費 1,989 万 9,000 円で、1 項 1 目、保健衛生普及費 317 万 7,000 円および、1 枚めくっていただき 22 ページの 2 項 1 目、特定健康審査等事業費 1,672 万 2,000 円は、前年度とほぼ同額を計上しています。

23 ページをご覧ください。

8 款諸支出金は 831 万 5,000 円で、前年度比 310 万 3,000 円の増額としています。

増額の主な理由は、1 枚めくっていただき 24 ページをお開きください。

6 目その他償還金 310 万 4,000 円。これは過年度の退職被保険者分の精算などにより必要となる額を計上したものです。

2 項 1 目、直営診療施設勘定繰出金 300 万円は国民健康保険直診会計への繰出金で、前年度と同額の 300 万円を計上しています。

続きまして、歳入の説明を致しますので8ページへお戻りください。

1 款国民健康保険税は、平成 30 年度と令和元年 11 月末時点の調定額を比較調整し、2 億 6,325 万 9,000 円を計上しています。

1 枚めくっていただき、10 ページをお開きください。

3 款 1 項 3 目、社会保障・税番号制度システム整備費補助金 353 万 5,000 円は、歳出の総務費、12 節委託料で計上していますオンライン資格確認に伴うシステム改修に対する補助金を計上しています。

4 款県支出金 13 億 2,748 万 6,000 円は、前年度比 4,940 万 5,000 円の減額となっています。

1 節普通交付金が歳出の 2 款保険給付費の減額に伴うものです。

11 ページをご覧ください。

6 款 1 項 1 目、一般会計繰入金は 1 億 7,681 万 2,000 円で、前年度比 5,271 万 1,000 円の減額を計上しました。

その内容は、一節保険基盤安定繰入金から、1 枚めくっていただき 12 ページの 6 節その他一般会計繰入金の決められた事務費等繰入金 869 万 6,000 円までの法定内繰入金の合計額 1 億 6,681 万 2,000 円、ならびに、同じく 6 節その他一般会計繰入金として法定外繰入金 1,000 万円を計上させていただいています。

法定外繰入金の主な理由は、地方単独事業による国の交付金等の減額分や保険事業等に対する繰入分になります。

2 項 1 目、財政調整基金繰入金 2,800 万円は、令和元年度に積立予定をしている基金を取り崩し、基金繰入金とするものです。

7 款繰越金 1,700 万円は、財源調整のため令和元年度からの繰越見込み額を計上しています。

以上で、議案第 114 号の補足説明を終わります。

最後に、議案第 118 号、令和 2 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計当初予算について、補足説明をさせていただきます。議案書は 116 ページをお願いします。また、表紙が水色の予算書をお願いします。

予算書の 1 ページをお開きください。

第 1 条で、この予算の歳入歳出総額の歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 億 1,283 万 2,000 円と定めるものです。前年度比約 1.7 パーセント、351 万 6,000 円の増となっています。

それでは、詳細につきまして歳入歳出事項別明細書の歳出から説明をさせていただきます。10 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目、一般管理費は 991 万 8,000 円ですが、2 節給料から 12 節委託料までは、担当職員の人件費および事務的経費を計上しています。前年度比で 265 万円の減額となっています。

これは、平成 29 年度から取り組んでいます、12 節委託料の高齢者の低栄養防止と重症化予防を推進するための医療費適正化等推進事業について、令和 2 年度は事業規模を縮小し実施するため減額としています。

11 ページをご覧ください。

2 款 1 項 1 目、後期高齢者医療広域連合納付金は 2 億 166 万 4,000 円を計上しています。これは、18 節負担金補助及び交付金の後期高齢者医療広域連合納付金が広域連合からの通知により、前年度と比較して 616 万 6,000 円の増額となったものです。

続きまして、歳入について説明を致します。6 ページにお戻りください。

1 款後期高齢者医療保険料は 1 億 2,949 万 2,000 円で、前年度比 890 万 6,000 円の増額となっています。

この保険料は、後期高齢者医療広域連合により通知のあった保険料納付金に相当するよう調整した額となっています。

次に、7 ページをご覧ください。

3 款 1 項 1 目、事務費繰入金 932 万 7,000 円は主に担当職員の人件費で、前年度比 101 万 1,000 円の減額となっています。

2 目保険基盤安定繰入金 6,767 万 2,000 円は、広域連合からの通知額を計上しています。

4 款 1 項 1 目、繰越金 450 万円は、令和元年度の歳入となる保険料。例年、3 月から 5 月に入金される普通徴収保険料は、翌年度に広域連合に納付することになっているため、その額を見込んでいます。

5 款諸収入 181 万 9,000 円は、対前年度比 347 万 6,000 円を減額しています。

減額の主な理由は、歳出の 1 款 1 項 1 目、一般管理費の 12 節委託料の医療費適正化等推進事業について、事業規模の縮小したことに伴うものです。

以上で、議案第 118 号の補足説明を終わります。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長(小松孝年君)

説明の途中でありますが、この際、14 時 50 分まで休憩します。

休 憩 14 時 37 分

再 開 14 時 50 分

議長(小松孝年君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

提案理由の説明を続けます。

副町長。

副町長(松田春喜君)

それでは私の方から、議案第 102 号、令和元年度黒潮町一般会計補正予算につきまして補足説明を致します。

1 ページをお開きください。

一般会計補正予算第 4 号は、既決の予算に歳入歳出それぞれ 1,220 万 8,000 円を追加し、総額をそれぞれ 104 億 71 万 9,000 円とするものでございます。

また、第 2 条で繰越明許費の追加および変更を行い、第 3 条では、地方債の補正により限度額の変更を行っているところでございます。

詳細につきまして、まず、歳出の事項別明細書から説明を致します。

26 ページをお開きください。

主だった事業のみを説明をさせていただきますので、ご了承をいただきたいと思います。

2 款総務費につきましては 1 億 9,297 万 8,000 円を増額するものでございます。

28 ページ。

1 項 5 目財政管理費の 3 億 9,482 万 7,000 円を増額につきましては、寄付金総額の調整により、ふるさと納税基金の積立金を 4 億 16 万 3,000 円増額したことによるものでございます。

6 目企画費、4,074 万 2,000 円の減額の主なものは、1 節報酬の地域おこし協力隊員の雇用による 964 万 4,000 円の減や、29 ページ、18 節備品購入費の市街地バス運行車両購入 800 万円の減など、公共交通関連経費の減額などによるものでございます。

次に、31 ページ、11 目情報化推進費 1,811 万円の増額につきましては、国の補正予算に盛り込まれました 13 節委託料の GIGA スクール端末等展開作業委託 500 万円や、18 節備品購入費の GIGA スクール事業備品 2,292 万円の追加などが主なものでございます。

次に、12 目国土調査費 5,239 万 5,000 円の減額につきましては、32 ページ、13 節委託料の地籍調査業務委託 4,698 万円の減額など、国の予算配分により縮小となったことによるものでございます。

次に、33 ページ、14 目ふるさと納税 1 億 1,279 万 8,000 円の減額につきましては、年末のふるさと納税寄付金が見込みほど伸びず、9 億円から 7 億円に下方修正したことにより、8 節報償費のふるさと納税寄附金謝礼 4,577 万 9,000 円、12 節役務費の返礼品配送手数料 2,854 万 8,000 円などの減によるものでございます。

39 ページまで飛びまして、3 款民生費は 3,170 万 9,000 円を減額するものでございます。

1 項社会福祉費、そして 41 ページ、2 項老人福祉費、42 ページ、3 項児童福祉費につきましても、各事業の決算見込みによる減額が主なものとなっております。

次に、43 ページ。

4 款衛生費は 3,297 万 6,000 円減額するものでございます。

減額の主なものは、1 項 7 目、診療所費は 3,049 万 1,000 円の減額となっており、医師の給与等につきまして調整をしまして、28 節繰出金におきまして、国民健康保険直診会計への繰出金の減を行っているところでございます。

次に、6 款農林水産業費は 1 億 2,463 万 5,000 円減額するものでございます。

減額の主な内容は、1 項 3 目、農業振興費の 45 ページの 19 節負担金補助及び交付金の園芸用ハウス整備事業費補助金 4,168 万 6,000 円の減など、各種補助金の精算によるものでございます。

また、46 ページ、2 項 2 目、林業振興費の 19 節負担金補助及び交付金の黒潮町木材加工流通施設等整備事業は、全額国の補助事業でございましたが、国の配分が見込まれないことと、事業者から計画変更提出もありまして、3,517 万 7,000 円の減となっております。

また、3 項 2 目、水産業振興費で 1,428 万 8,000 円の減となっており、これは種子島周辺対策事業補助金 1,023 万 8,000 円など、事業の精算により減額になっているものが主なものでございます。

次に、47 ページ。

7 款商工費は 4,631 万 8,000 円を減額するものでございます。

2 目商工振興費 19 節負担金補助及び交付金のプレミアム付商品券補助金 4,500 万円の減額につきましては、申請が少なく減額をするものでございます。

48 ページ。

8 款土木費は 2,087 万 3,000 円減額するものでございます。

主な内容は、1 項 1 目、土木総務費の 19 節負担金補助及び交付金の県道路整備工事等負担金は 1,689 万円の減となっております。

2 項道路橋梁費の 2 目道路新設改良費で、50 ページの 15 節工事請負費の社会資本整備事業工事は 5,300 万円の増額となっております。

これは、国の補正予算のよる国庫補助金の配分の増によるものでございます。

また、22 節補償補填及び賠償金の窪川佐賀道路工事用道路補償費は 3,365 万 5,000 円の減となっております。

続きまして、9 款消防費は 1,850 万 4,000 円減額するものでございます。

52 ページ。

1 項消防費の 2 目非常備消防費ほか各目につきましては、それぞれの事業による決算見込みによるものとなっております。

次に、53 ページ。

10 款教育費は9,066 万7,000 円増額するものでございます。

1 項教育総務費、2 目事務局費の、54 ページの13 節委託料のGIGA スクール整備業務委託9,449 万6,000 円の増につきましては、国の補正予算に伴うもので、子どもたち一人一人に創造性を育む教育、ICT 環境の向上を図るため、校内通信ネットワークを整備するものでございます。

次に、56 ページ。

11 款災害復旧費は1,473 万8,000 円増額するものでございます。

3 目漁港施設現年発生補助災害復旧費、15 節工事請負費の漁港施設災害復旧工事2,000 万円の増額につきましては、鈴漁港沖防波堤の被災に伴う工事費の増額となっております。

57 ページ。

12 款公債費、1 項2 目、利子の730 万8,000 円の減額につきましては、前年度から明許繰越事業の借入入れを、当初は早い時期に想定をしておりましたが、借入入れが遅い時期となり、その分利子が必要となくなり、減額をするものでございます。

続きまして、歳入の事項別明細書を説明をさせていただきます。14 ページへお戻りください。

歳入につきましても、決算見込み、および各事業の増減に合わせて調整をしているところでございます。

主なものについて説明を致します。

1 款の町税が決算見込みにより3,895 万1,000 円の減額となっております。

主なものは、2 項固定資産税が償却資産の減少により2,500 万円の減となっております。

14 ページの下段、2 款地方譲与税から、16 ページ、9 款環境性能割交付金につきましては、国、県の実績、および決算見込みによるものでございます。

16 ページ下段、13 款分担金及び負担金の395 万4,000 円の減額につきましては、17 ページ、がけくずれ住家防災対策200 万円の減など、説明欄にあります歳出の各事業に伴う分担金の調整となっております。

14 款使用料及び手数料の714 万1,000 円の減額、そして、15 款国庫支出金の7,519 万2,000 円の増額、そして18 ページ下段、16 款県支出金1 億2,494 万8,000 円の減額につきましても、19 ページから21 ページ上段までの説明欄にありますように、歳出の各事業に伴う国庫支出金、また県支出金の調整となっております。

次に、18 款寄付金の2 億153 万2,000 円の減額につきましては、22 ページ上段、ふるさと納税寄附金の見込み減によるものでございます。

次に、19 款繰入金は、財政調整基金および減債基金などにより収支の調整を行っているところでございます。

下段、21 款諸収入3,624 万6,000 円の減額につきましては、23 ページ、5 項2 目雑入、7 節商工費雑入のプレミアム付商品券3,600 万円の減が主なものとなっております。

22 款町債は6,780 万円の減額とするものでございます。

事業名をそれぞれ説明欄に記載しておりますので、ご確認をください。

歳入の説明は、以上でございますが、続きまして、9 ページの第2 表繰越明許費補正をご覧ください。

まず、今回新たに追加する事業につきましては、主なものについて説明を致します。

6 款農林水産業費1 項農業費の、強い農業・担い手づくり総合支援事業6,966 万円ににつきましては、低コスト耐候性ハウス建設につきまして、計画承認から事業完成までの期間が短いため繰り越すものでございます。

9 款消防費、1 項消防費の緊急防災・減災事業7,578 万3,000 円ににつきましては、避難道整備、木造住宅耐震改修促進事業補助金等につきまして、年度内完了が見込めなくなったため繰り越すものでございます。

10 款教育費、1 項教育総務費のGIGA スクール事業（教育）9,449 万6,000 円につきましては、国の補正予算により、今回の補正予算に計上して繰り越すものでございます。



その他、災害復旧事業などを含め 20 事業を追加するものでございます。

変更する事業につきましては、2 款総務費、1 項総務管理費の定住促進住宅整備事業ににつきましては、空き家所有者との調整、契約に時間を用いたことによりまして 1 億 4,186 万円とするものでございます。

8 款土木費、2 項道路橋梁費の道路新設改良事業につきましては、国の補正予算の配分と地元調整に時間を要したことによりまして、2 億 255 万円とするものでございます。

8 款土木費、5 項都市計画費の都市防災総合推進事業につきましては、地元および関係機関との調整に時間を要したことによりまして、変更して 8,001 万円とするものでございます。

合計で、23 件、総額 8 億 3,073 万 7,000 円を明許繰越と致しました。

次に、10 ページ、第 4 表地方債補正をご覧ください。

この補正は、それぞれの事業債の限度額をそれぞれ調整しまして、補正前の限度額 9 億 3,495 万 3,000 円を、補正後は 8 億 6,715 万 3,000 円とするもので、その他起債の方法、利率に変更はございません。

なお、補正後の限度額は、先ほどの 23 ページの 22 款町債の計と同額となるものでございます。

以上で、補足説明を終わります。

続きまして、議案の 110 号になります。令和 2 年度の黒潮町一般会計予算につきまして、補足説明を致します。

本予算の概要等につきましては、冒頭町長の方が述べましたので、私の方からは予算書に基づきまして主だったものにつきまして、説明をさせていただきたいというふうに思います。

それでは、一般会計当初予算の 1 ページをご覧ください。

令和 2 年度の当初予算につきましては、第 1 条で歳入歳出の予算総額を、歳入歳出それぞれ 108 億 3,000 万円と定めております。

前年度当初予算と比較しまして 10.3 パーセント、金額にしまして 10 億 1,200 万円の大幅な増となっております。

第 2 条以降、債務負担行為、地方債、そして一時借入金の最高額と、また予算の流用等に定めております。

詳細につきまして、まず、歳出の事項別明細書から説明を致します。47 ページをお開きください。

まず、1 款議会費は 7,258 万円で、前年度比、額で 256 万 3,000 円、率で 3.4 パーセントの減となっており、ほぼ昨年と同様となっております。

48 ページ。

2 款総務費は 27 億 3,305 万円で、前年度比、額で 3 億 7,885 万 1,000 円、率で 16.1 パーセントの増となっております。

まず、53 ページ。

3 目財産管理費は 2,574 万 8,000 円の減となっております。

この減の要因は、旧佐賀保育所改修工事や、佐賀地域の集会所耐震補強事業補助金の事業終了によるものでございます。

次に、55 ページ。

5 目財政管理費は 3 億 2,120 万 4,000 円の増となっております。

これは、56 ページのふるさと納税基金を 3 億円増額しているものによるものでございます。

次に、6 目企画費は 3,836 万 2,000 円の増となっております。

57 ページ。

12 節委託料の大方高校支援業務委託 865 万円ににつきましては、公設塾運営委託および女子サッカー指導等

の経費を計上しているところでございます。

また、昨年同様、58 ページになります、14 節工事請負費の定住促進住宅整備工事 1 億 2,000 万円など、設計監理費とともに維持管理費を含む、定住促進住宅事業を計上しているところでございます。

公共交通につきましては、18 節負担金補助及び交付金の、59 ページ、黒潮町鉄道施設安全対策事業費負担金車両購入 4,253 万 5,000 円などを計上しているところでございます。

少し飛びまして、64 ページをご覧ください。

11 目情報化推進費は 3,436 万 9,000 円の増となっております。

この増の要因は、12 節委託料の戸籍クラウド構築委託 1,371 万 7,000 円や、65 ページの自主放送番組送出システム更改委託 2,721 万 8,000 円などによるものでございます。

次に、66 ページ下段の 12 目国土調査費は 6,837 万 3,000 円の減となっております。今年度は、下田の口、上田の口の 1.63 平方キロメートルを行うこととしております。

次に、68 ページ。

14 目ふるさと納税 3 億 1,303 万 2,000 円につきましては、7 節報償費のふるさと納税寄附金謝礼 1 億 5,000 万円など、寄付金 6 億円に対応するものでございます。

少し飛びまして、73 ページをご覧ください。

4 項選挙費は 5,609 万 4,000 円の減となっております。

昨年度は、黒潮町議会議員選挙費、高知県議会議員選挙等を計上してございました。

次に、76 ページをご覧ください。

3 款民生費は 22 億 9,244 万 1,000 円で、前年度比、額で 2,523 万 5,000 円、率で 1.1 パーセントの増となっております。

1 項 1 目、社会福祉総務費は 3 億 6,820 万 5,000 円で、ほぼ昨年と同様の内容となっております。

主な事業につきましては、78 ページの 12 節委託料の、あったかふれあいセンター事業委託の 6,710 万円は、新たに開設する白田川地区を含め、6 カ所分を計上しております。

14 節工事請負費のあったかふれあいセンター施設整備工事 2,200 万円につきましては、新たに開設する旧伊田小学校の改修工事となっております。

そして、79 ページ、18 節負担金補助及び交付金の黒潮町社会福祉協議会への補助金 2,620 万円や、27 節繰出金の国民健康保険特別会計繰出金 1 億 7,681 万 2,000 円などで、国保会計の繰出金の中には、法定外繰出金として 1,000 万円を、昨年より減額をして計上しているところでございます。

続きまして、87 ページ、2 項老人福祉費につきましても、ほぼ昨年同様となっております。

次に、90 ページ。

3 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費は、91 ページ、18 節負担金補助及び交付金の在宅子育て応援事業補助金 2,292 万円が主なもので、保育施設等を利用せずに在宅で子育てを希望する保護者を支援するために、第 1 子および第 2 子は月額 2 万円、第 3 子以降は 3 万円を補助するもので、昨年に引き続き計上しております。

続きまして、97 ページをご覧ください。

4 款衛生費は 5 億 9,403 万 1,000 円で、前年度比、額で 1,891 万 7,000 円、率で 3.3 パーセントの増となっております。

1 項 1 目、保健衛生総務費から、98 ページ、2 目保健事業費、そして 100 ページの 3 目予防費、101 ページ、4 目の母子保健費につきましては、各種、健康診断や小中学生医療費補助など、昨年同様の事業を計上しているところでございます。

103 ページの 6 目環境衛生費につきましては、1,275 万円の増となっております。

これは、105 ページの 14 節工事請負費の水道未普及地域解消工事 2,000 万円の増などによるものでございます。

18 節負担金補助及び交付金で、例年のとおり、合併浄化槽設置整備事業補助金として 1,439 万円を計上しているところでございます。

次に、106 ページ。

7 目診療所費は 793 万円の増となっております。

これは、18 節負担金補助及び交付金の佐賀診療所医師確保運営補助金 500 万円、および拳ノ川歯科診療所医師確保運営補助金 60 万円によるもので、佐賀診療所につきましては、県外在住の黒潮町出身の内科医の方を月 2 回と、これから特に重要度が増してきております、認知症にかかわる精神科医の方の、月 2 回の診療に対する費用に支援を行うための補助金を計上しているところでございます。

また、拳ノ川歯科診療所につきましては、高知医療センターからの医師の派遣につきまして、その費用に対して支援を行うための補助金を計上しております。

続きまして、109 ページ。

5 款労働費は 4,684 万 8,000 円で、前年度比、額で 348 万 9,000 円、率で 6.9 パーセントの減となっております。

内容につきましては、2 節給料の会計年度給料 1,508 万 6,000 円などを、機構の見直しなどに対応するために計上をしております。

110 ページ。

6 款農林水産業費は 6 億 7,346 万 1,000 円で、前年度比、額で 5,417 万 9,000 円、率で 7.4 パーセントの減となっております。

まず、112 ページ下段、1 項 3 目、農業振興費は 584 万 2,000 円の減となっております。

主なものを申しますと、114 ページ、18 節負担金補助及び交付金に燃料タンク対策事業費補助金 1,375 万 8,000 円を、昨年に引き続き計上をしております。

115 ページに移りまして、花卉予冷库整備事業費補助金は 2,226 万円、園芸用ハウス整備事業費補助金は 4,548 万 7,000 円、中山間地域等直接支払交付金 5,096 万 2,000 円、そして、農業用ハウス強靱化緊急対策事業補助金 717 万 9,000 円につきましては、ハウスの補強対策を行うため、国の事業に町が上乗せをする形で計上しております。

そして、担い手支援事業費補助金として 1,277 万 5,000 円、農業次世代人材投資資金経営開始型 2,100 万円などを計上しているところでございます。

次に、118 ページ。

2 項林業費の 2 目林業振興費は 3,491 万 5,000 円の減となっております。

事業の主なものとしまして、7 節報償費の有害鳥獣捕獲報奨費 1,351 万円につきましては、イノシシの 1,000 頭をはじめ、サル、ハクビシン、カラスなどの捕獲分を計上しているところでございます。

また、119 ページ、12 節委託料には、松くい虫の対策として森林病虫害防除委託の樹幹注入 500 万円を昨年度より実施するとともに、林道維持補修管理委託 1,075 万 9,000 円につきましては、入野松原の下刈りのほか、町内林道および基幹作業道の草刈作業等の委託を計上しているところでございます。

121 ページ。

3 目林道維持費におきましても、14 節工事請負費の緊急自然災害防止対策事業 1,900 万円を計上し、加持本

村地区の林地崩壊防止事業の流末に対応する排水路工事と、林道伊与木線の橋りょうの改良工事に対応するものでございます。

次に、123 ページ。

3 項水産業費の 2 目水産業振興費は 1,109 万円の減となっております。

主な事業を節で説明を致しますと、124 ページとなります。

14 節工事請負費の投石漁礁設置工事 1,490 万円、そして田野浦地区漁業集落環境整備工事 3,200 万円、18 節負担金補助及び交付金のうち、種子島周辺対策事業補助金 1,148 万円につきましては、漁船の操業効率化機器導入に補助を行うものでございます。

今年度も、種苗放流事業と致しまして 367 万円を計上致しました。これは、アカアマダイ 1 万尾、およびナマコ 1,000 キロを予定してございます。

そして、水揚げ促進事業補助金 900 万円は、カツオだけではなく全魚種として計上をし、佐賀漁港活餌事業補助金 1,000 万円とともに、水揚げ促進を図るものとなっております。

次に、127 ページ。

7 款商工費は 2 億 341 万 3,000 円で、前年度比、額で 6,891 万 6,000 円、率で 25.3 パーセントの減となっております。

これは、128 ページ、1 項 2 目、商工振興費が 7,544 万 3,000 円の減となっております、昨年計上しておりました、国が行うプレミアム付商品券の減が要因となっております。

129 ページ。

14 節工事請負費の大方地区共同作業場休憩施設整備工事 825 万円につきましては、働き方改革による職員の福利厚生事業の推進によりまして、有限会社じいんず工房の職員休憩施設新築工事を計画しているところでございます。

また、130 ページ、黒潮町外国人技能実習生住環境等整備事業費補助金 500 万円を計上し、外国人労働者の住環境整備を図るために支援を行うものでございます。

次に、3 目観光費は 262 万 7,000 円の増となっております。

131 ページ。

12 節委託料の観光振興事業業務委託 1,047 万 1,000 円につきましては、町の観光イベントの大きな柱であります T シャツアート展示や、シーサイドギャラリー夏、などを NPO 砂浜美術館に委託するものでございます。

132 ページ。

スポーツ活用型地域づくり事業委託 1,637 万 3,000 円につきましては、地方創生交付金を活用し、スポーツツーリズムの推進を図るものでございます。

黒潮町観光推進業務委託 1,185 万 3,000 円につきましては、黒潮町観光ネットワークへ、そしてまた、黒潮町 DMO 推進業務委託 349 万 1,000 円につきましては、NPO 砂浜美術館に委託するものでございまして、黒潮町観光の推進体制を確立し、地域を潤す観光施策を実行するために昨年同様に計上しているところでございます。

14 節工事請負費の公共用 Wi-Fi 整備工事 150 万円につきましては、観光客の利便性図るため、観光案内所である町内両道の駅に公衆無線 LAN、公共用 Wi-Fi を整備するものでございます。

次に、134 ページ。

8 款土木費は 13 億 289 万 5,000 円で、前年度比、額で 4 億 5,434 万 6,000 円、率で 53.5 パーセントの増となっております。

1 項 1 目、土木総務費は 2,374 万 9,000 円の増となっております。

これは、135 ページの 14 節工事請負費の地域整備事業工事におきまして 1,500 万円の増額を行い 4,500 万円とし、地域の要望に対応するものでございます。

続きまして、136 ページ。

2 項道路橋梁費、1 目道路橋梁維持費は 2,676 万 2,000 円の増となっております。

12 節委託料の、137 ページの一番上となります、町道草刈等業者委託 2,750 万円につきましては、これまで作業員を町が直接雇用をして直営で行ってまいりましたが、作業員の人手不足の要因もあり、森林組合に委託を行うものでございます。労働費に賃金として計上しておりましたが、今回、土木費の委託費に切り替えて計上しております。

2 目道路新設改良費は 103 万 6,000 円の減となっております。

138 ページの 12 節委託料の、社会資本整備事業の測量設計委託 7,700 万円、139 ページ、14 節工事請負費の社会資本整備事業工事 2 億 2,684 万 3,000 円につきましては、湊川線、大井川馬荷線、拳ノ川若山線、中角熊井線などを計画しているところでございます。

そして、高規格道路の推進を図るため、16 節公有財産購入費と、21 節補償補填及び賠償金に、窪川佐賀道路工事用道路用地購入費 590 万 6,000 円、補償費 3,692 万 8,000 円を計上しております。

続きまして、141 ページ。

5 項都市計画費は 5,493 万 4,000 円の増となっております。

142 ページの下段の 2 目都市環境整備事業費で 5,933 万 9,000 円の増となっており、都市防災総合推進事業として、143 ページ、12 節委託料の防災まちづくり拠点施設設計委託 300 万円、および 14 節工事請負費の防災まちづくり拠点施設整備工事 4,500 万円につきましては、入野地区の屯所の整備を計上しております。

耐震性貯水槽設計委託 600 万円と、耐震性貯水槽整備工事 1 億 703 万円につきましては、入野地区の貯水槽の整備を行うものでございます。

次に、145 ページ下段、6 項住宅費、2 目住宅建設費は 3 億 4,732 万 6,000 円の大幅増となっております。

146 ページの 12 節委託料の公営住宅整備事業委託 774 万 6,000 円と、14 節工事請負費の町営住宅等整備工事 3 億 7,151 万 6,000 円につきましては、万行第 1、第 2 団地の建設工事費となっております。

また、公営住宅ストック総合改善工事 1,800 万円につきましては、浜町団地の浄化槽改修工事となっております。

次に、9 款消防費は 7 億 8,662 万 6,000 円で、前年度比、額で 1 億 649 万 2,000 円、率で 15.7 パーセントの増となっております。

1 項 1 目、常備消防費は 2,304 万 9,000 円の増となっており、これは、高規格道路延伸に伴う救急搬送体制の強化などによる人員増によるものでございます。

148 ページ。

3 目消防施設費は 742 万 6,000 円の減となっております。

事業の主なものとしまして、149 ページ、14 節工事請負費の防火水槽設置工事 1,852 万 4,000 円は、加持本村と上分地区に設置予定としております。

次に、4 目防災費は 8,462 万 1,000 円の増となっております。これは、木造住宅耐震改修工事の増などによるものでございます。

主な事業としましては、150 ページ、12 節委託料の防災まちづくりプロジェクト業務委託 389 万円、土砂災害対策支援業務委託 407 万円、地区防災計画作成共同研究委託 423 万 5,000 円につきましては、昨年に引き続き計上しております。

国土強靱化地域計画策定業務委託 662 万 2,000 円につきましては、国土強靱化関係の補助事業、交付金事業に対しまして、地域計画の策定が重要であるとしまして、予算の重点化、要件化等を実施する方針を示したことによりまして、新たに国土強靱化地域計画について策定をするものでございます。

木造住宅耐震委託 518 万 6,000 円につきましては、150 件分の耐震診断士派遣事業となります。

151 ページ。

18 節負担金補助及び交付金の、木造住宅耐震改修工事費補助金 2 億 2,000 万円につきましては、昨年より 50 戸増の 200 戸を見込みまして、木造住宅耐震改修設計費補助金 7,500 万円につきましても 50 戸増の 250 戸分を計上しました。

また、ブロック塀対策費補助金 1,200 万円は、40 件分を予定しております。

防災拠点建築物耐震事業補助金 3,006 万 6,000 円につきましては、防災拠点施設であるユートピアカントリークラブの宿泊棟の耐震改修を行うための補助金を計上しております。

152 ページ。

10 款教育費は 5 億 6,594 万 8,000 円で、前年度比、額で 3,788 万 6,000 円、率で 7.2 パーセントの増となっております。

まず、1 項教育総務費、2 目事務局費ですが、3,101 万円の増となっております。

主な事業内容につきましては、1 節報酬の外国語指導助手、ALT の 1,084 万円につきましては、2 人増員し、中学校には 2 人が常駐することとしまして、あとの 2 人が小学校の巡回を行うこととしております。

155 ページ。

12 節委託料は、5 ルートのスクールバス運行委託、および放課後子ども教室事業委託 1,511 万 9,000 円は、昨年同様に計上しております。

156 ページ。

17 節備品購入費の ICT 整備備品 886 万円につきましては、デジタル教科書を購入するものでございます。

次に、158 ページです。

2 項小学校費、1 目学校管理費は 1,722 万 1,000 円の減となっており、主なものとしましては、施設管理に要する人件費と、電気、水道、修繕費など、施設維持費を計上しております。

次に、160 ページ。

2 目教育振興費は 1,603 万 4,000 円の増となっておりまして、主なものは、1 節報酬の会計年度職員の学校支援員 1,511 万 1,000 円、8 名分の雇用を計画しているところでございます。

次に、3 項中学校費、1 目学校管理費は 1,019 万 8,000 円の減となっております。小学校同様、施設管理に要する施設維持経費を計上しております。

165 ページ。

2 目教育振興費も 549 万 5,000 円の増となっております。

主なものは、1 節報酬で、小学校同様に学校支援員 671 万 6,000 円を計上しております。

なお、小中学校の教育振興費の中には、それぞれの学校単位で計画をされました、ふるさと・キャリア教育への取り組みが計画をされておりまして、地域の自然、農林水産物、人材、文化、芸能を活用しまして、地域とつながり触れ合う体験事業や伝承文化の継承事業、地域の未来を考える事業など、総額 728 万 4,000 円が計上しているところでございます。

次に、166 ページ下段、4 項社会教育費は 8,810 万 9,000 円で、昨年同様の内容、金額となっております。

主なものは、172 ページ、4 目図書館費、12 節委託料の、大方あかつき館等の指定管理業務委託の 3,340 万

7,000 円を計上しております。

また、18 節負担金補助及び交付金には、上林晁没後 40 周年記念事業補助金 100 万円を計上しており、文学講座や記念講演などの記念行事を計画しているところでございます。

次に、173 ページ。

5 項保健体育費も 1 億 1,728 万円で、はだしマラソン大会、アクアスロン大会なども、昨年同様の内容、金額となっております。

176 ページ。

2 目学校給食費も 1 億 224 万円で、昨年同様に計上をしてございます。

次に、178 ページ。

11 款災害復旧費は 5,390 万 9,000 円で、18 万 4,000 円の増となっております。

昨年同様の内容で計上しており、緊急時の災害対応ができるように枠取り予算としたものでございます。

次に、180 ページ下段の、12 款公債費は 14 億 8,519 万 5,000 円で、前年度比、額で 1 億 2,295 万 7,000 円、率で 9 パーセントの増となっております。

最後、13 款予備費は 1,960 万 3,000 円を計上してございます。

歳出の説明は、以上となります。

それでは、続きまして歳入を説明致します。14 ページにお戻りください。

まず、1 款町税は 8 億 2,398 万 4,000 円見込みました。

前年度比、額で 3,333 万 5,000 円、率で 3.9 パーセントの減となっており、法人町民税、および固定資産税の減を見込んでいるところでございます。

15 ページ。

2 款地方譲与税の 3 目森林環境譲与税 2,200 万円につきましては、森林関連法の見直しを踏まえ、市町村が実施する森林整備に必要な財源に充てるため森林環境税が創設されまして、その収入額に相当する額を譲与するものとして、昨年度より譲与されているものでございます。

16 ページ下段の、6 款法人事業税交付金 260 万円につきましては、消費税率引き上げに伴う財政力格差是正のための対応として、本年度、新設をされたものでございます。

7 款地方消費税交付金 2 億 3,246 万円につきましては、1,000 万円を国保の繰出金に、そして 2,382 万 3,000 円を介護給付費に、6,057 万 7,000 円を国民健康保険直診会計の繰出金の財源としております。

17 ページ。

9 款環境性能割交付金 430 万円につきましては、昨年度より新たに新設された交付金で、道路の延長や面積により交付されるものでございます。

次に、18 ページ。

11 款の地方交付税は 39 億円で、昨年度同額を見積もっております。

12 款交通安全対策特別交付金までの、その他譲与税および交付金は、地方財政計画の伸び率と、県の試算の見込みによりまして計上をしております。

次の 13 款分担金及び負担金は 1,890 万 5,000 円で、94 万 5,000 円の減となっておりまして、ほぼ昨年同様の内容となっております。

次に、20 ページ。

14 款使用料及び手数料は 3 億 2,498 万 9,000 円で、3,108 万 4,000 円の減となっております。

これは、下段の 2 目民生使用料、4 節児童福祉費使用料の保育料現年分の減額が主な要因となっております。

次に、24 ページ。

15 款国庫支出金は 11 億 405 万 8,000 円で、2 億 6,173 万 2,000 円の増となっております。

これは、公営住宅建設による住宅建築物安全ストック形成事業費補助金の増などによるものでございます。

その他、説明欄に記載があります補助金は、歳出のそれぞれの事業に対する補助金を見込んでいるところでございます。

それから、27 ページ。

16 款県支出金は 8 億 9,634 万 4,000 円で、1 億 4,640 万 4,000 円の減となっております。

これは、総務費補助金の地籍調査事業費補助金や、農林水産業費県補助金の木材加工流通施設整備事業費補助金などの減によるものでございます。

その他、県支出金につきましても、説明欄に記載があります補助金は、歳出のそれぞれの事業に対する補助金を見込んでいるところでございます。

飛びまして、35 ページ。

18 款寄付金は 6 億 655 万 4,000 円で、3 億 2 万円の増となっております。

これは、1 項 2 目総務費寄付金、1 節ふるさと納税寄付金 6 億円によるものでございます。

次に、36 ページ。

19 款繰入金は 16 億 8,691 万円で、5 億 3,421 万 4,000 円の増となっております。

1 目財政調整基金繰入金と、2 目減債基金繰入金で収支の調整を行いまして、4 目施設等整備基金繰入金 1 億 1,620 万円につきましては、戸籍システム更新等に、5 目の新しいまちづくり基金繰入金 1 億 9,700 万円につきましては、住宅建設に充当することとしております。

38 ページ下段、21 款諸収入は 1 億 853 万 8,000 円で、7,005 万 3,000 円の減となっております。

これは、商工費雑入のプレミアム付商品券の減によるものでございます。

次に、42 ページ。

22 款町債は 9 億 9,230 万円で、1 億 5,550 万円の増となっております。

事業名をそれぞれ説明欄に記載しておりますので、ご確認いただければというふうに思います。

歳入の説明は以上で終わります。

9 ページにお戻りください。

第 2 条関係で、第 2 表の債務負担行為でございます。

今年新たに、下段の 2 つ、万行第 1、第 2 団地建替工事の 3 億 1,647 万 7,000 円、および工事の監理委託 369 万 5,000 円ににつきましては、年度当初に令和 3 年度にまたがる契約を締結する計画となっているために、債務負担行為を計上しているところでございます。

次に、10 ページ。第 3 条関係で、第 3 表地方債でございます。

令和 2 年度は、合計 9 億 9,230 万円を限度としており、その他起債の方法、利率に変更はございません。

なお、この金額につきましては、先ほどの 42 ページの 22 款町債の計と同額となるものでございます。

以上で、大変長くなりましたけれども、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

監査委員事務局長。

監査委員事務局長（小橋和彦君）

それでは議案第 71 号、黒潮町監査委員条例の一部を改正する条例について、補足説明を行います。



議案書につきましては 36 ページおよび 37 ページに、また、新旧対照表につきましては参考資料の 45 ページ、最後のページに記載をしておりますので、ご参照願います。

本条例の一部改正につきましては、地方自治法の一部改正に伴いまして第 243 条の 2 が新たに追加されたことにより、これまで第 243 条の 2 であったものが 243 条の 2 の 2 に改められました。

この条ずれを解消しようとするための条例改正案となっております。

従いまして、当該条例の一部改正につきましては、内容の改正を伴うものではございません。

なお、施行日につきましては、当該地方自治法の一部を改正する法律の施行日と同様の、令和 2 年 4 月 1 日としております。

以上で、補足説明を終わります。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

それでは最後になりますが、私の方から、総務課で提案する議案で、議案を一括して補足説明をさせていただきます。

まず、議案第 59 号、黒潮町行政組織条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明を行います。議案書は 4 ページに、条例案は 5 ページにあります。また、新旧対照表につきましては、参考資料の 1 ページから 3 ページにありますので、ご参照をいただきたいと思います。

今回の条例改正の理由は、近年の事務量の増大に伴い、また、限られた人員の中で、各課、係の事務量等の均衡を図るとともに、庁内全体の効率化を図りながら、進ちょくする各種事業に歩調に合わせて、適正に対応できるよう所管する業務を改める改正案となっております。

詳細につきまして、新旧対照表を基に説明をさせていただきますので、参考資料 1 ページをお開きください。

1 ページの分掌事務を定める第 2 条につきまして、総務課の分掌事務である左側の現行の欄のシ、総合教育会議に関すること、およびス、教育の振興に関する施策の大綱に関することを削り、2 ページの企画調整室のキおよびクに移行することにより、これまで総務課に分掌されていた業務を企画調整室において執行する改正案としております。

次に、まちづくり課のキ、庁舎建設に関することを、右側の改正後（案）で、高規格道路に関することに改正することとしております。

また、3 ページの建設課につきましてもク、高規格道路に関することを追加することより、高規格道路の延伸による業務量増大に対応することを目的とした改正案となっております。

以上で、議案第 59 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 60 号、黒潮町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明を行います。議案書は 6 ページに、条例案は 7 ページにあります。また、新旧対照表につきましては参考資料の 4 ページにありますので、ご参照をいただきたいと思います。

今回の条例改正の理由につきましては、地方公務員法および地方自治法の一部を改正する法律の施行に基づく会計年度任用職員制度が導入されることになり、本年 4 月から施行されることとなっているため、職員の育児休業に関する条例に会計年度任用職員の規定を加えるための条例改正となります。

この規定に基づき、会計年度任用職員が育児休業等をするために部分休業をした場合の給与等の取り扱いが定められることとなります。

詳細につきまして、新旧対照表を基に説明をさせていただきますので、参考資料 4 ページをお開きください。

4 ページの部分休業をしている職員の給与の取り扱いを定める第 10 条に第 2 項と第 3 項を追加して、会計年度任用職員の規定を追加しております。

第 2 項につきましては、地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号で定めるパートタイム会計年度任用職員が、育児休業等をするために部分休業の承認を受け、勤務しない場合には、その勤務しない 1 時間につき、黒潮町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の第 27 条の規定にかかわらず、第 26 条で定める勤務 1 時間当たりの報酬額の算出で計算された報酬を減額して支給する規定としております。

第 3 項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の規定となります。

フルタイム会計年度任用職員に関する規定も第 2 項と同様の規定とはなりますが、第 2 項の報酬額として支給するとは異なり、フルタイム会計年度任用職員は給与が支給されるため、黒潮町会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の中で規定している条項が異なるため、記載されておりますとおりの条項の定めにより給与額を減額して支給する規定となります。

パートタイム、フルタイム会計年度任用職員とも、これにより育児休業等による部分休業をした場合の取り扱いが行われることとなります。

以上で、議案第 60 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 61 号、黒潮町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明を行います。議案書は 8 ページに、条例案は 9 ページにあります。

この条例改正の理由につきましては、会計年度任用職員制度が本年 4 月から施行されることとなっているため、会計年度任用職員制度の施行に向け新たに発出されました総務省からの通知によって、会計年度任用職員の服務の宣誓についての規定を追加する改正案となっております。

詳細につきまして、新旧対照表を基に説明をさせていただきますので、参考資料の 5 ページをお開きください。

5 ページの服務の宣誓を定める第 2 条に、第 2 項として地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は別段の定めをすることができるとの規定を追加し、会計年度任用職員の任用形態や任用手続きに応じた方法で服務の宣誓を行うことも可能とする規定を追加するもので、総務省条例案に準じるものとなります。

以上で、議案第 61 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 62 号、黒潮町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明を行います。議案書は 10 ページに、条例案は 11 ページにあります。また、新旧対照表につきましては参考資料の 6 ページから 7 ページにありますので、ご参照をいただきたいと思います。

この条例につきましては、地方自治法第 203 条の 2 第 5 項の規定により、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償について定めており、この条例の対象は、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に規定する執行機関の附属機関に該当する委員会等も含むものとなっております。

今回の改正は、本町の委員会、審査会、審議会などについて、執行機関の附属機関に該当するかの確認を行い、今議会におきまして関係条例の整備を行うことにより、この条例で定める委員会等で当該附属機関に該当しない委員会等を削るなど、整理を行ったことによる条例改正となっております。

詳細につきまして、新旧対照表を基に説明をさせていただきますので、参考資料 6 ページをお開きください。

6 ページの別表につきまして、消防委員会委員から防災会議委員まで、少年補導センター運営協議会会長から公民館運営審議会委員まで、および町立町民館運営審議会委員から退職手当審査会委員までの規定を削ると

ともに、7 ページの改正後（案）の法令または条例により設けられた付属機関その他、これに類する機関の委員と改正する改正案となっております。

以上で、議案第 62 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 63 号、黒潮町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定につきまして、補足説明を行います。議案書は 12 ページに、条例案は 13 ページにあります。

この条例の制定につきましては、地方自治法等の一部を改正する法律の施行により、地方自治法の一部が改正されたことに伴い、町長、副町長など、第 2 条の各号に掲げる委員会委員などが職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、これらの者が賠償の責任を負う額から一部を免れさせることについて必要な事項を定めるため、この条例を制定するものとなっております。

詳細につきまして、条例案により説明をさせていただきますので、議案書 13 ページをお開きください。

13 ページの趣旨を定める第 1 条につきましては、町長もしくは町の委員会の委員、もしくは委員または町の職員と規定をしており、町に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることができる範囲を規定しております。

第 2 条の損害賠償責任の一部免責では、免責ができる範囲として、職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないとき、賠償責任を負う額から基準給与年額に、第 1 号から第 4 号までに掲げる数を乗じて得た額を控除して得た額が、免責できる額として規定をしております。

なお、この規定は、改正されました地方自治法等の規定に準じるものとなっております。

以上で、議案第 63 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 104 号、令和元年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算につきまして、補足説明させていただきます。予算書はサーモンピンク色の、令和元年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算書補正第 2 号をお開きください。なお、条例案は 102 ページとなっております。

予算書 1 ページの第 1 条で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 3,873 万 6,000 円を減額しまして、歳入歳出予算の総額を 14 億 7,301 万 1,000 円とするものとなります。

補正の主な理由につきましては、実績見込み額の確定による人件費の調整によるものとなっております。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。7 ページの歳出事項別明細書をお開きください。

1 款 1 項 1 目、給与等集中処理費の 2 節の給料の 1,565 万円の減額につきましては、実績見込額による調整を行うことによる減額となっております。

3 節の職員手当につきましては、一般職時間外手当、児童手当は、実績に合せて増額にはなっておりますが、その他の手当につきましては、職員の給料が減額になっていることに比例しまして各種の手当も減額となっており、合計額で 1,878 万 7,000 円の減額となっております。

4 節の共済費の 429 万 9,000 円の減額につきましては、一般職共済負担金の調整による減額が主な要因となります。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。予算書の 6 ページをご覧ください。

1 款 1 項 1 目、諸収入の 1 節給与等振替収入につきましては、歳出額と同額となる 3,873 万 6,000 円の減額となっております。

以上で、議案第 104 号の補足説明を終わります。

議案第 113 号、令和 2 年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算につきまして、補足説明を行います。予算書はサーモンピンク色の、令和 2 年度給与等集中処理特別会計予算書となっております。なお、議案は議案書 111 ページとなります。

この予算につきましては、特別職 3 名、および一般職 194 名に係る人件費の事務処理の効率化を図るため、水道事業会計を除く人件費を一元管理している特別会計となります。

予算書 1 ページをお開きください。

第 1 条では、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 15 億 2,125 万 8,000 円とするものとなっております。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。7 ページの歳出事項別明細書をお開きください。

1 款 1 項 1 目、給与等集中処理費の 2 節の給料、3 節職員手当、4 節の共済費につきましては、特別職 3 名、一般職 194 名分の人件費として、合計額で 15 億 2,125 万 8,000 円を計上しております。

前年度対比で、金額 3,934 万 3,000 円、率にしまして約 2.5 パーセントの減となっております。

減の主な理由につきましては、10 ページの給与費明細書の上段の表に、規格の行のとおり、職員数 2 名減となっていることなどで、前年度より減となっているものです。

続きまして、6 ページのとおり、各会計からの給与等振替収入として歳出額の合計と同額となる 15 億 2,125 万 8,000 円を計上しております。

以上で、議案第 113 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 124 号、高知県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知県市町村総合事務組合同規約の変更につきまして、補足説明を行います。

この議案第 124 号は、黒潮町も構成団体となっている高知県市町村総合事務組合に関する議案で、事務組合を組織する地方公共団体の数が減少することに伴い、規約の一部の変更するものとなります。

詳細につきまして、議案書に基づき説明をさせていただきますので、議案書 122 ページをお開きください。

122 ページの高知県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知県市町村総合事務組合同規約の変更につきましては、上段におきまして、令和 2 年 4 月 1 日より芸東衛生組合および高幡西部特別養護老人ホーム組合を脱退させることにより、同事務組合の規約を変更することになるため、議会の議決を求めるものとなります。

中段の、規約の一部を改正する規約につきまして、別表第 1 は組織する地方公共団体を示す別表であり、その中の一部事務組合の項から、芸東衛生組合および高幡西部特別養護老人ホーム組合を削り、別表第 2 は、共同処理をする事務の表であり、その中の第 3 条第 1 号に関する事務である常勤の職員に対する退職手当に関する事務および、別表第 3 は議会の議員の選挙区および定数であり、その中の選挙区を示す 1 の項から、芸東衛生組合および高幡西部特別養護老人ホーム組合を削る規約の変更を行うことにつきまして、規程をしております。

なお、この議案は地方自治法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものとなります。

続きまして、議案第 125 号、高知県市町村総合事務組合から芸東衛生組合が脱退することに伴う財産処分につきまして、補足説明を行います。

この議案と次の議案につきましては、前議案で説明をさせていただきました高知県市町村総合事務組合から、脱退する 2 つの組合の財産に関する提案となります。

議案書 123 ページのとおり、芸東衛生組合が脱退することに伴う財産処分につきましては、下段におきまして、同事務組合の負担金条例第 3 条第 1 項の規定により算出された額を納付させると定めております。

この議案につきましても、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものとなります。

次の議案書 124 ページの、議案第 126 号、高知県市町村総合事務組合から高幡西部特別養護老人ホーム組合が脱退することに伴う財産処分につきましては、124 ページの下段のとおり、財産処分については四万十町に

帰属される、と財産処分を規定しております。

この議案につきましても、地方自治法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものとなります。

続きまして、議案第 127 号、幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更につきまして、補足説明を行います。

この議案は、これまで幡多広域市町村圏事務組合で共同処理を行ってございました行政不服審査法第 81 条第 1 項で定める機関の事務につきまして、幡多広域市町村圏事務組合がこの機関に関する事務を廃止し、規約の一部を変更するため、地方自治法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求めるものとなります。

議案書に基づき説明をさせていただきますので、議案書 125 ページをお開きください。

上段に記載されておりますとおり、幡多広域市町村圏事務組合の共同処理をする事務のうち、行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関に関する事務を廃止し、規約の一部を変更する規定とされております。

次に、中段以降の幡多広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約で、第 3 条中第 7 号を削ることとされており、同事務組合規約第 3 条の組合の共同処理する事務から、第 7 号に規定する行政不服審査法第 81 条第 1 項の規定に基づく同法の規定により、その権限に属された事項を処理するための機関に関することを削除する変更を行うものとなっております。

この規約の一部変更につきましては、附則の施行期日のおとり、令和 2 年 8 月 1 日から施行されるものとなっております。

以上で、議案第 127 号の補足説明を終わります。

最後に、議案第 128 号、行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の委託につきまして、補足説明を行います。

この議案は、これまで幡多広域市町村圏事務組合で共同処理を行ってございました行政不服審査法第 81 条第 1 項で定める機関の事務につきまして、議案第 127 号で説明させていただきましたとおり、幡多広域市町村圏事務組合が行政不服審査法で規定する機関の事務を廃止することとなりました。

同事務につきまして、高知県に委託する運びとなりましたので、高知県への委託に関しまして、地方自治法第 252 条の 14 第 3 項で準用する第 252 条の 2 の 2 第 3 項に基づき、議会の議決を求めるものとなります。

詳細につきまして、議案書に基づき説明をさせていただきますので、議案書 126 ページをお開きください。

126 ページの行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の委託につきましては、中段からの黒潮町と高知県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の委託に関する規約として、第 1 条より第 4 条までが定められております。

第 1 条行政不服審査法の事務の委託の規定につきましては、高知県に委託するものとして、行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関の事務の処理を高知県に委託する、と規定をしております。

次に、委託事務の管理および執行の方法を定める第 2 条では、乙である高知県の委託事務の管理及び執行に関する条例、規則、規程及び高知県行政不服審査会の定めによるものとする、としております。

また、第 3 条では、委託事務の処理に要する費用につきまして、甲である黒潮町の負担とするものと規定をしております。

附則第 1 項のおとり、令和 2 年 8 月 1 日から施行されるものとなります。

以上で、議案第 128 号の補足説明を終わります。

総務課が提案する議案を一括して説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長（小松孝年君）

これで、提案理由の説明を終わります。

ただ今議題となっております議案に対する質疑および委員会付託につきましては、3月9日に行うことと致します。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 16時 18分